

第4回教育委員会定例会会議録

平成27年4月28日(火)

場所：国立市役所教育委員室

| | | | |
|------|----------|---|-------|
| 出席委員 | 委員 | 長 | 山口直樹 |
| | 委員長職務代理者 | | 城所久恵 |
| | 委員 | | 嵐山光三郎 |
| | 委員 | | 高橋宏 |
| | 教育長 | | 是松昭一 |
| 出席職員 | 教育次長 | | 宮崎宏一 |
| | 教育総務課長 | | 川島慶之 |
| | 教育指導支援課長 | | 金子真吾 |
| | 指導担当課長 | | 市川晃司 |
| | 生涯学習課長 | | 津田智宏 |
| | 給食センター所長 | | 本多孝裕 |
| | 公民館長 | | 石田進 |
| | 図書館長 | | 尾崎清美 |
| | 指導主事 | | 荒西岳広 |
| | 指導主事 | | 植木淳 |

国立市教育委員会

付 議 案 件

| 区 分 | 件 名 | |
|------------------|---|---------|
| | 教育長報告 | |
| そ の 他 報 告 事 項 | 1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度事業計画及び収支予算について | |
| 議案第31号 | 平成27年度教育費(6月)補正予算案の提出について | |
| 議案第32号 | 国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について | |
| 議案第33号 | 第21期国立市社会教育委員の会への諮問について | |
| 行 政 報 告 第 5 号 | 平成27年度国立市立中学校教科用図書採択について | |
| 行 政 報 告 第 6 号 | 平成27年度国立市特別支援学級教科用図書採択について | |
| そ の 他 報 告 事 項 | 2) 国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について | 当 日 配 布 |
| | 3) 平成26年度卒業式、平成27年度入学式の実施報告について | 口 頭 説 明 |
| | 4) 平成26年度学校評価報告書について | |
| | 5) 平成26年度放課後学習支援教室の実施報告について | |
| | 6) 平成26年度スクールソーシャルワーカーの実施報告について | |
| | 7) 国分寺市と国立市の図書館資料の相互利用に関する協定内容の見直しについて | |
| | 8) 第20期国立市社会教育委員の会からの答申について | |
| | 9) 市教委名義使用について(9件) | |
| | 10) 要望書について(1件) | |
| 議案第34号 | 第21期国立市社会教育委員の委嘱について | 当 日 配 布 |

| | | |
|---------------|-------------------------------|------|
| 議案第 3 5 号 | 国立市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱について | 当日配布 |
| 議案第 3 6 号 | 第 2 0 期国立市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について | 当日配布 |
| 議案第 3 7 号 | 国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について | 当日配布 |
| 行政報告 第 7 号 | 平成 2 7 年度主幹教諭・主任の任命について | 当日配布 |
| 行政報告 第 8 号 | 教職員の人事について | 当日配布 |

【山口委員長】 皆様、こんにちは。本日は4月28日でございます。

新年度が始まりまして、約一月弱たったところでございます。各小学校、中学校には、特に、小学生はびかぴかの1年生が元気に、大きなランドセルを背負って通って、教室の机に、いすに一生懸命座っているという初々しい姿が想像できます。

教育委員会も事務局のほうで少し、新しい体制にかわっているところもございませうけれども、本日は新年度初めての教育委員会定例会でございますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、平成27年度第4回教育委員会定例会になります。

本日の会議録署名委員を城所委員にお願いいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

【城所委員】 はい。

【山口委員長】 ありがとうございます。

議事に入ります前に、先ほども少し言いましたけど、4月の人事異動による説明員の交代がございます。教育次長から発言を求められておりますので、よろしくお願いをいたします。

宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 それでは、4月1日付の人事異動によりまして出席説明員に異動が生じたので、ここで新たな説明員をご紹介申し上げます。

指導担当課長、市川晃司でございます。

【市川指導担当課長】 はい、よろしくお願いたします。

【宮崎教育次長】 続きまして、くにたち中央図書館長、尾崎清美でございます。

【尾崎図書館長】 どうぞよろしくお願いたします。

【宮崎教育次長】 以上でございます。よろしくお願いたします。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の審議案件のうち、後半ですけれども、議案第34号、第21期国立市社会教育委員の委嘱について、議案第35号、国立市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱について、議案第36号、第20期国立市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、議案第37号、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、行政報告第7号、平成27年度主幹教諭・主任の任命について、及び行政報告第8号、教職員の人事については、いずれも人事案件でございます。秘密会といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、審議に入らせていただきます。

議題(1) 教育長報告

【山口委員長】 では初めに、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、お願いたします。

【是松教育長】 それでは、3月23日月曜日に開催されました第3回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業についてご報告を申し上げます。

3月24日火曜日、第1回定例会市議会の最終本会議が開催されました。平成27年度予算案が可決されたところでございます。

同日、小学校では3学期を終業いたしました。

3月25日水曜日には、小学校で卒業式がとり行われました。

同日は中学校で3学期を終業いたしました。

3月30日月曜日、くにたちアートビエンナーレ第1回野外彫刻展授賞式が芸小ホールで行われました。最優秀賞、市民賞を含む6作品の製作者が表彰され、表彰作品については既に大学通りの各場所へ設置されているところでございます。

続いて、3月31日火曜日、年度末でございますが、市職員、教職員への退職辞令等の交付・伝達を行いました。

明けて、年度スタートの4月1日水曜日、市教育委員会、教職員人事発令・伝達を行いました。

4月3日金曜日には、全教職員を対象とした救急法の講習会を総合体育館で実施いたしました。エビベン並びにAEDの使用法について講習を受けたところでございます。

4月6日月曜日、小・中学校1学期が始業いたしました。

同日は小学校で入学式が行われました。

4月7日火曜日には、中学校で入学式を行っております。

同日は、給食センター献立作成委員会を開催いたしました。

4月8日水曜日には校長会を開催いたしました。この日より10日までにかけて、順次各校におきまして、新年度の給食が開始されたところでございます。

4月9日木曜日に校長会を開催いたしました。

同日は、平成27年度の東京都教育施策連絡協議会が都庁で開催され、教育委員が出席いたしました。

4月14日火曜日、東京都市教育長会の定例会並びに総会が開催され、教育長が出席いたしました。

同日は、公民館運営審議会を開催しております。

4月15日水曜日には、第21回文化芸術講演会を開催いたしました。テーマは「ポッティチェリとルネッサン展 フィレンツェにおける芸術のパトロネージ」ということで、委員長にご挨拶をいただきました。

4月16日木曜日、平成27年度の学校配当予算説明会を開催しております。

当日、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

4月17日金曜日に、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

4月20日月曜日、国立市教育リーダー研修会の開会式を開催いたしました。

4月21日火曜日、全国学力・学習状況調査が実施されております。小学校6年生、中学校3年生を対象に、今年度より国語、算数、数学に加え、理科が新たなテスト科目となっております。

同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

4月22日水曜日、国立市立小・中学校合同授業研究会全大会並びに分科会を開催いたしました。

4月23日木曜日、日光移動教室の担当教員実地踏査が、翌日24日までかけて現地で行われております。

4月26日日曜日、国立市長・市議会議員選挙の投票・開票日でございます。佐藤一夫市長が再選され、22名の市議会議員が選挙されたところでございます。

報告は以上でございますが、その他としまして、新教育委員会制度への移行状況について、少しお話し申し上げます。

本年度4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正・施行が行われております。これに伴う26市の動きについてお話を申し上げます。

まず、4月1日付で新教育委員会制度に切りかわった市がございます。これが6市ございますが、市政施行順に八王子市、三鷹市、府中市、福生市、東久留米市、武蔵村山市が4月1日から新教育委員会制度に切りか

わっております。

このうち、3月31日付で、教育長の任期満了に伴って新制度へ移行した市が武蔵村山市のみでございまして、残り5市につきましては、任期前に教育長が辞任をし、また、その教育長が再任されるという形で新教育委員会制度に切りかわっております。

ちなみに、東京都教育委員会教育長も、3月31日付で比留間英人教育長が任期前に辞任され、新たに、4月1日より中井敬三教育長が就任され、新しく、東京都教育委員会においても新制度に切りかわっているところでございます。

続きまして、総合教育会議の事務局を、市長部局ではなく、教育委員会事務局に設置した市が6市でございます。これも市政施行順に申し上げますと、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、羽村市の6市でございます。

また、最後に、総合教育会議を現在までに開催した市を開催順に申し上げますと、4月10日に西東京市、4月14日に稲城市、4月16日に国分寺市、そして、4月22日に八王子市が、既に総合教育会議を開催いたしております。

なお、他市につきましては、これから5月末までの期間におきまして、16市で開催が予定されているところでございます。

以上が新教育制度への移行状況についてのご報告でございます。

教育長報告は以上でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ご意見、ご感想などお願いをいたします。いかがでしょうか。

城所委員、お願いします。

【城所委員】 年度末から年度初めにかけて、いろいろなことがありました。その中で幾つか、感想を述べたいと思います。

近いところで、教育リーダー研と合同研に参加させていただきました。

教育リーダー研は天候が悪い日でしたが、多くの先生方に参加していただいて、主体的に学ばれてということで、課長からも説明がありましたが、自分の成長が学校や子どもたちに還元するということを一念貫いて、ぜひ参加していただければと思いました。

金子教育指導支援課長の講座の中で、「理念とは内側にある要素で外の環境に左右されるものではない」という一説がありましたが、だれかがつくったものとか与えられたものとか、言葉の概念とかではなく、ご自分たちで紡ぎ出したものを生かして、ぜひ組織として学校運営に当たっていただきたいなという希望です。

合同研のほうも、毎年学校は人が入れかわり、立ちかわり、どんどんかわっていきますけれども、どれだけ質を落とさないで共有して伸ばしていくかというところが、教育指導支援課も悩むところではないかと思いますが、小さな市ということで、全体に共有できるというのは大きな力だと思いますので、ぜひ、新しく教員になられた先生方や転入された先生方を取りこぼすことなく、また、技術とか型ばかりに走ることなく、子どもたちの満足感ややる気など、そのあたりを大事にしていっていただければなと思います。

分科会で見せていただきましたが、若手の先生が積極的に発言している場面に遭遇いたしました。何となく言葉で合意できるところを、「いや、それはどうだろうか」と食らいつついつたりする場面で、上の先生方がたじろぐ場面があったりして、こういうところは、本当に皆さんにとって刺激になるなと思いました。若い方たちも、恐れることなく発言して、どんどん授業をしていただきたいというように思いました。

アートビエンナーレのほうですけれども、実際に、大学通りの作品も見えてまいりましたが、市民の方々が写

真を撮るために立ちどまったりしている場面にも遭遇しました。

告知は結構していますが、その場で「これ何だっけ」とか「えー、何」と、それを知っている方がご説明されて、そこで話が広がったりしている様子を見かけました。

1回目ということで、講評の中にもありましたが、思った以上の作品が集まったということでした。

いろいろな条件の中で出してくださった作家の方々のおかげで、ありがたい会ができたと思っています。2年ごとということ、すぐまた準備が始まることと思いますが、次回もよりよい会にしていきたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

いくつか様子をお聞きしますが、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、新学期が始まってほぼ1カ月が経ちました。小・中学校ともどのような感じになっているのかということ、新1年生の給食が始まっているところもあると思うので、アレルギーの対策等の連絡が行き届いているのか、ということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【山口委員長】 状況報告を2点ほどということですが、まず各学校、新学期の様子はいかがかということでございますけど。

荒西指導主事、お願ひします。

【荒西指導主事】 新学期になり、各学校は、随時スタートしているところです。特に、小学校につきましては、1年生が入学してきたところで、やはり、幼稚園、保育園のときと環境が違うということで、学校としても、かなり力を入れて指導をしているという状況です。

私が見させていただいたところだと、1年生については順調なスタートは切れていると感じました。

ただ、今後は配慮が必要になりそうだなというところが見え隠れしているところもありますので、そういうところを、学校と連携をしながら、必要な支援ができるものについては、こちらでもご用意して対応していきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【城所委員】 よろしくお願ひします。

【山口委員長】 それから、給食は本多給食センター所長、お願ひします。

【本多給食センター所長】 アレルギーの対策でございますけれども、新1年生に対しましては、学校を通して、アレルギーのあるお子様に対して、「こちらのほうにご連絡をいただくように」という形で通知させていただいております。

実際、保護者様のほうから、給食センターに電話等でご連絡をいただいた中で、十分に栄養士と連絡をとって、栄養士のほうも、内容について懇切丁寧に、時間をかけてご説明させていただきまして、緊急の連絡先等、全部お聞きした中で、毎月、献立の詳しい内容についてご家庭に、学校を通して、情報を共有しながら対応していくというような形で、引き続き進めていきたいと思っています。

【城所委員】 はい、ありがとうございます。

【山口委員長】 ほかにご意見、ご感想、ご質問いかがでしょうか。

高橋委員、お願ひします。

【高橋委員】 まず、先月の定例教育委員会で、アフタースクールサポート授業の成果と課題について私がお願ひしたところ、早速、この4月に教育指導支援課が活動報告書を提出されて、大変わかりやすくまとめていて、感謝いたします。ありがとうございました。

放課後の学習支援活動について、4月22日付の朝日新聞に写真つきで国立市が大きく報道されていたので、今、世間の注目を集めている事業だなと感じたところです。

続けてよろしいですか。

先日、六小と一中の入学式に出席しました。その中で感じたことは、国立市の小学校及び中学校の入学式には、卒業式と異なって学事報告がないという関係上、保護者や、それから大勢来賓が出席されている中で、しおりのような印刷物を渡してお祝いするという、そういうことがないみたいなので、入学式のしおりには校歌とか、それから式次第、そして入学する児童生徒が何名で何クラスなのかと、そういう情報はぜひ欲しいものだと思います。保護者はもちろんのこと、大勢お祝いのために出席されている来賓の方々も、ともに入学をお祝いしたいなと、こんなふうに思っております。指導のほう、よろしくお願いします。

次に、教育長報告にありました平成27年度の東京都教育委員会の主な施策について説明を受けましたので、概略だけ報告したいと思います。

都教委が一番に挙げたのは、学びの基礎を徹底する。すなわち基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上を図るということで、これが、都教委が一番重点に挙げていることだなと思います。

その2として、理数教育の推進、外国語の確実な習得、国際社会で活躍する日本人の育成、日本人としての自覚や誇りの涵養。

その3として、人権教育。道徳心や社会性を見につける教育の推進。

その4として、情報モラル教育、キャリア教育、不登校、中途退学対策の推進。

その5、体力向上、健康教育、国際教育の充実。

6から7は教員の資質関係なので省略します。

目立ったところで、その8として、家庭の教育力向上を図るために、家庭と子どもの支援員を200校の学校に配置するという事業が発表されました。

そして、その9として、地域社会の教育力向上を図るため、放課後子ども教室の推進。

この最初と、それからこの最後のほうの2つが印象に残りました。

最後に、オリンピック、パラリンピック教育の推進ということです。

内容は非常に多岐にわたっておりましたが、ここでは概略だけお話ししました。

続いて、東京大学大学院大島まり教授が、「これからの時代を生きる力の育成・グローバル人材の育成に向けた取り組み」と題して基調講演を行いました。

概要を報告しますと、今、日本は少子高齢化の中で変化しており、グローバル化している。これはだれもが異存がないところだと思います。このことは、社会と労働環境の変化としてあらわれていると。すなわち、社会の変化と仕事のスタイルが変化してきたということで、これは、自然科学研究も同じように変化している。科学技術の分野も変化している。科学技術だけでなく、さまざまな分野が今、融合している。その結果、人材として求められる資質も当然変化してきている。ただ、どのように変化するかは不明である。しかし、変化のスピードは速い。そのことをまとめて言うと、知識プラス論理的思考能力や合意形成能力が求められている。つまり、チームワークで問題解決に当たる重要性が指摘されている。まさに、小・中学校で今、行っている、また、これからも行わなければならない問題解決的な学習のそのスタイルが二重写しになるのではないかと、そんな感じがしました。

当然、教育も変化する。文系、理系の融合、横断的分野でプロジェクト型、探求活動学習となる。詳しく、プロジェクト型学習のプロセスというお話がありましたが、そこは省略します。

続いて、次世代育成オフィス、略してONGの説明がありました。

これは青少年の科学技術に対する興味・関心の喚起、向上を図るため、産業界と初等、中等教育の結びつけや研究者によるアウトリーチ活動を企画支援するという事業だということです。つまり、小学生、中学生、高校生に気づかせて、夢を持たせて、将来計画を考えさせる活動である。これが次世代育成、いわゆる、私たち

でいうと学習のスタイルであると。

「気づき」というのは、何かということになりますと、これはブラックボックスとなった科学技術をひもとく。なぜだろう、どうしてだろう。それから夢、これは最先端科学技術を見せる。手品で言うと、「こんなすごいものが出せるんだぞ」と見せ、または体感させる。

キャリア教育、これはもう既にご存じだと思いますが、企業と連携することで社会の仕組みを伝える。ONG活動の例として、研究者及び技術者が行う出張授業、教材開発等がある。もう既に、似たようなことは国立市でも行われているところだと思います。

今後の展望として、アクティブ・ラーニングの充実感、そしてICTの活用等、いずれにしても、地域とか大学、企業と連携しながらの人材育成が重要であるというのがまとめでありました。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。非常にわかりやすく、私も、もう一度今、復習をさせられたような気がいたします。ありがとうございます。

入学式の式典に関しては何かございますか。今、しおりのようなものが各出席者にあったほうがいいたろうという話がありました。

金子教育指導支援課長、お願いいたします。

【金子教育指導支援課長】 今、高橋委員からご指摘いただきましたので、各校の状況を踏まえて、わかりやすい形でご提示できるようなものを来年度になりますが、考えていきたいと思っています。

【山口委員長】 私も出まして、中学校は何かいただいたと思いますが、小学校は毎年ないですね。何か、手元にあったほうが落ち着くという気持ちもありましたので、ちょっとご検討いただくとありがたいなと思います。ただ、式典の主役は新入生ですので、そこが壊れないような、手間暇のこともあると思うので、総合的な配慮をぜひしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

新年度が始まって今、学校関係の話が出ました。それから、社会教育の生涯学習課はこれから、お話ししていただく機会があり、給食の話も先ほど出ました。公民館と図書館で新年度をスタートしたところですので、今の状況を簡単に報告していただければと思います。

石田公民館長、お願いいたします。

【石田公民館長】 公民館は、通常の主催講座業務を中心に、新年度の計画に沿って実施しているところです。4月はまだ、新年度が始まって間もないということで、各講座の募集をかけておりますけれども、具体的には実施していない講座もある状況でございます。5月以降に通常の流れの中で本格稼働してまいりたいと思います。

【山口委員長】 尾崎図書館長、お願いします。

【尾崎図書館長】 くにたち中央図書館では、前年度の事業を引き継ぎながら、新年度の事業が始まったところです。

新しい事業としましては、ブックマラソンを、今年度は6月からのスタートになりますけれども、年間を通して、学校と連携も図りながら新しく計画を立て、拡大していきたいということで、今、準備をしております。

図書館のボランティアなども育成に力を入れていきたいと思っておりますので、今、そういったボランティアの方に対する講習会ですとか、そういったことを年間通して企画し、図書館でお話を聞かせたり、点訳をしてくださる方々を育成していくということに力を入れていきたいと思っています。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(2) その他報告事項1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度事業計画及び収支予算について

【山口委員長】 よろしければ、次に、その他報告事項1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度事業計画及び収支予算についてをお願いいたします。

くにたち文化・スポーツ振興財団、新しく変わられました高橋事務局長をお願いをしたいと思います。

【高橋事務局長】 皆様、こんにちは。この4月より、前任の平林にかわりくにたち文化・スポーツ振興財団事務局長になりました高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

今日は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度事業計画並びに収支予算をご説明させていただきます。申しわけございませんが、座って説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、平成27年度事業計画案についてご説明を申し上げます。事業計画書をお開きいただければと思います。

お開きいただきまして1ページ目、事業計画の概要でございますが、最初に、定款上の目的及び事業として6点、記載させていただいております。その目的等を踏まえて、中段より下のほうにある丸印の4つの点について、27年度は重きを置いて進めていきたいということで、1点目が、くにたちアートビエンナーレ事業をなお一層発展させ定着させていこうと。

2点目として、去る3月22日にオープンした城山里のいえ等を活用し、教育委員会と連携して、南部にあるハケや施設の特性を生かした事業を充実させていきます。

3点目は、ニュースポーツを加味し、スポーツによる地域づくりをより一層充実させてまいります。

最後に、4点目といたしまして、商工業者との連携、協賛事業を実施するとともに、芸小友の会を発展解消し、この4月より既に実施しておりますが、それぞれの館で利用可能なくにたちポイントの導入を図っていくということでございます。

この4つの点を軸としながら、それぞれの事業を進めていくことで、まずは、大きな の公益事業の部分でございませう。

初めに、1、芸小ホール部分でございませう。事業目標として、1点目がアートビエンナーレを機に、地域と連携した事業を実施すること。また、次のページになりますが、2点目として、市民が文化芸術に触れる機会を創出するというでございませう。

重点事業としては、4点ほどそこに挙げさせていただいております、目標利用者数としては、館内利用者が7万5,000人、館外事業参加者が7,000人というものを目標として目標値を立てております。

まず、芸術・文化事業の(ア)、芸術・文化の振興事業では、音楽事業、演劇事業、映画事業、美術事業、その他事業を展開していくというでございませう。

次に、3ページになりますけれども、(イ)として、市民の参加体験事業ということで、一芸塾等の事業を継続して進めていくとともに、子どもや高齢者を対象とした事業を体験事業として展開していくというでございませう。

次に、(ウ)として、くにたち芸小友の会の制度を改めて、国立市商工会が実施しているくにたちポイントの利用を4月より導入いたしました。芸小ホールのチケットの購入時にポイントを付与するとともに、ポイントを利用して芸小ホールのチケットを購入する場合は、20%引きで購入できるなどの仕組みをつくっております、利用者へのサービス向上と商工業との連携として、くにたちポイントを活用しているものでございませう。

次に、2です。郷土文化館の事業でございませう。

平成27年度の事業目標として、地域や施設の特性を生かした事業の充実、アートによるまちづくりへの貢献、ピエンナーレ事業への協力、産官学の連携による世代を超えたまちぐるみ創造空間の演出参加ということで考えております。目標利用者数としては、来館者を2万人、自主事業参加者を5,000人という設定にしております。

具体的な事業といたしましては、(ア)として、従来に引き続き、展示事業、資料収集、調査研究事業、講座事業ということで、事業を展開していきます。

次に、4ページになりますけれども、(イ)として、伝統文化を学ぶ体験事業として、新たに「城山さとのいえ」と連携しながら、能の体験事業等についてより拡充していこうという考えでございます。

また、従来からの継続事業として、郷土の自然環境を学び体験する事業、さらに、次のイ、教育委員会から遺跡の緊急発掘の調査整理、報告書の作成を受託するというところでございます。

次に3です。体育館の関連の事業でございます。

事業目標としては、「室内施設と野外施設の総合的なスポーツ振興」としてしております。昨年度から、野球場、テニスコート等、野外施設が指定管理に入りましたので、それを室内、室外ともに連携しながら事業を展開していくということで、重点事業としては、野外施設を活用とした子どもおススメ事業の拡充ということでございます。目標数値としては、館内利用者が21万人、それから、野外施設が現在、利用率が60%ということから、70%を目指すということでございます。

具体的な事業としましては、ほぼ前年と同様で、健康づくりのスポーツ事業、5ページになります、スポーツ及びレクリエーションの普及事業、スポーツ普及講習事業というようなことを展開していきます。

次の(イ)、市民の参加体験事業につきましても、親と子どものスポーツ体験事業、小中学生スポーツ体験事業、国立市体育協会との共催事業として5月のファミリーフェスティバル、それから、10月のウォーキングということで、例年どおり展開していきたいというように考えております。

その次のイ、ウ、エについては受託事業となります。イとして、学校開放受付業務受託事業、ウとして、特定保健指導における運動継続支援業務受託事業、エとして、要介護、要支援の認定を受けていない65歳以上の方を対象とした運動器機能向上業務受託事業等を展開していくということになります。

4番目に、共通の公益事業につきましては、前年度との並行点について説明をさせていただきますが、まず、イの広報紙「オアシス」の全ページカラー化の実施。

次の6ページの5、指定管理事業の(ウ)として、これは先ほどから申し上げております、くにたちポイントの導入ということでございます。

また、(エ)として、会場予約システムの導入、(オ)として、10月ごろを予定しておりますが、試行的に、夜間10時までの利用時間の延長の実施、(カ)外部からの事業評価自身についても検討していきたいと考えております。

以上が概要でございますけれども、8ページからが、事業計画の内訳となっております。

まず、各事業の左端にある記号についてですけれども、8ページ下段に説明がございまして、「 」が子どもおススメ事業、「 」が協賛事業、「 」がピエンナーレ関連事業、「 」が新規事業ということになっております。また、中ほどにある自主・共催事業についてですが、共催事業については網かけをさせていただいております。

まず、8ページから11ページが芸小ホールの事業ですけれども、新しい事業としては、番号4の避難コンサートでございます。これは、消防署と連携して実施する事業でございまして、ホールでの公演中に地震が発生したという想定で、実際に、公演中に避難誘導の訓練を行うというものでございます。

それから、番号7のオペラの「椿姫」を東京シティオペラ協会と共催で実施をしていくということです。

また、番号15、ダンボール人形劇「お花のハナック」ですが、ダンボールを使った人形によるファミリー向けの人形劇ということになっています。

次の10ページ、11ページですけれども、ピエンナーレ事業が中心となりまして、共催事業、自主事業等、バランスよく実施していく計画でございます。

本日は、ご参考までに資料をお配りさせていただいておりますが、今回の第1回野外彫刻展の授賞作品と、それに関する事業の一覧を載せてありますし、中ほどには設置場所の地図も載せさせていただいております。

あともう1部、3月30日に行ったピエンナーレの選考委員会及び、選考委員会の後のイベントの資料もつけさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、体験事業の新規事業としては、番号28のパフォーマンススキズトーキョーで、プロダンサーと子どもたちが新しい作品を創作し、最終的にはホールで発表する事業として考えております。

それから、12ページから15ページが郷土文化館の事業ですけれども、新規企画としては、番号4の「まなびやのまち」という形で、市の広報担当が撮影した写真を公開して、写真展を行います。

また、番号5の「今城國忠の世界」ですけれども、国立にお住まいでした彫刻家の今城國忠さんが昨年亡くなられて、その遺作を現在、市民の方が預かっております。それを活用し、また、ピエンナーレと連携しながら、美術展を開いていくということを計画しております。

それから、番号6の「近世の谷保村の村医者展」ですけれども、ここ4年ほど、谷保の本田家の調査にかかわっておりますけれども、その成果について、中間報告的なものとして実施したいと考えております。

それから、講座事業ですけれども、番号15の企画展に関連した講演会事業ということで、先ほどの谷保村と村医者展や今城國忠さんの企画展等に関して、新たに、関連する講演会を開いていこうと考えています。

また、番号16の郷土に関する講座及びガイドツアーということで、学芸員が中心となって出前講座や散策ガイド等を実施していくということでございます。

最後に、16ページから19ページの体育館事業でございます。ほぼ例年どおりの事業となりますけれども、その中で、番号16の「初心者ミニバスケット教室」ですけれども、ミニバスケットのゴールが設置されたことから、小学生の初心者を対象に事業を新規に実施していきたいと考えています。

事業計画についての説明は以上でございます。

続きまして、公益財団法人くたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度収支予算についてご説明を申し上げます。

まず、予算書をお開きいただきまして、1ページ、2ページの全体予算のところの説明させていただきます。

まず、収益についてですけれども、中段に太線で囲まれた経常収益計という行がございますが、その行の右から3列目の本年度予算額の欄で、4億2,338万8,000円というのが27年度の経常収益の計でございます。

それから、費用支出につきましては、右ページのやはり中段で、太線で囲まれた経常費用計という行の、やはり右から3列目、本年度予算額の4億2,412万4,000円という数字となります。

それに加えて、そこから10行ほど下の法人税等の7万円を加えて、費用の計は合計4億2,419万4,000円ということで、前年度比といたしましては、収益で4.7%の増、費用としては4.6%の増という予算案になっております。

もう少し細かくご説明させていただきます。

まず、左ページの(1)経常収益の中の6行目の自主・共催事業収益についてですが、平成26年度は耐震工事がございまして、約4カ月間、閉鎖しておりました。平成27年度は通年ベース、1年間のオープンとなりまして、一番右の列の比較増減欄で253万9,000円の増となります。予算としては1,684万8,000円、約17.7%の増

ということで計上してございます。

それから、その3行下の利用料収益でございますけれども、これも平成26年度に比べて4か月分のプラスが入っておりますので、約1,800万円のプラスで、トータル7,210万9,000円となっております。

それから、4行下になりますが、受取補助金のところですが、国立市からのピエンナーレ事業補助金が減になったということから、トータルで約338万円の減となっております。

その下の国等助成金でございますが、これはピエンナーレに対する助成金を見込んでおりまして、800万円ほど増になっているというところでございます。

続いて、(2)の経常費用ですが、事業費の一番目の報酬について、嘱託員の報酬単価のアップ、それから、会館時間の延長に伴う報酬費用の増ということで、約526万円、10%の増となっております。

中ほどの光熱水費でございますけれども、これは電気料の値上げ等で、567万7,000円の増、約12.9%の増としたところでございます。

それから、委託料でございますが、時間延長に伴い、清掃、警備、機械管理等の委託料がふえるということから、金額としては、下から4行目にありますが、委託費932万2,000円と、右ページの中段にやはり、委託費の増が2万6,000円あります。この両方を合わせまして934万8,000円、5.5%の増ということでございます。

次に一番下、左ページの一番下の賞金費ですが、これはピエンナーレの賞金ですので、27年度はないということで、ゼロという形にしてあります。

これらの費用を合計いたしますと、右ページの太線で囲まれた経常費用計の4億2,412万4,000円ということで、収益からそれを引きますと、その3行下の当期経常増減額の73万6,000円の減となりまして、それと法人税等の7万円を加えますと、80万6,000円減が当期の一般増減額ということになります。この80万6,000円を期首の残高から引きますと、一般正味財産の期末残高が1,072万6,000円ということになります。

また、大きな指定正味財産増減の部では、3行目の受取寄付金、これはピエンナーレ等でいただいているものでございますが、これを約400万円見込んでおりまして、指定正味財産の期末残高は3億2,365万4,000円となっております。

それと、先ほどの一般正味財産の期末残高1,072万6,000円を足しますと、一番下となりますけれども、正味財産の期末残高が3億3,438万円ということになっております。

以上が平成27年度の収支予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

嵐山委員、お願いいたします。

【嵐山委員】 避難コンサートというのはどういうことをやるのですか。

【高橋事務局長】 これは東京消防庁と、立川消防署の国立出張所の協力を得て、東京消防庁の吹奏楽団に実際に来ていただいて、そこでコンサートをやっていただき、そこに一般市民の方もお客様として入っていただいて、途中で地震があったということの想定で、館外へ一回避難をしていただきます。

その後また、地震が治まって、それほど大きな地震ではなかったということの前提から、また館内に戻っていただいてコンサートを継続するというようなことを予定しているということでございます。

【嵐山委員】 来る人は地震が起こることを知っているわけですね。

【高橋事務局長】 これは知っています。

【高橋事務局長】 恐らく、知らないで大混乱になるかと思いますが、実際はそういうことがないわけで。

【嵐山委員】 どのくらいで地震、火災が起きますか。

【高橋事務局長】 申しわけない。そこまでは、ちょっと存じ上げておりません。

【嵐山委員】 おもしろそうですね。

【高橋事務局長】 そうですね、初めての試みです。

【嵐山委員】 初めてですか。吹奏楽団がやるわけですね。

【高橋事務局長】 はい。

【山口委員長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから一つありまして、今年目標利用者数が何カ所かあったと思うのですが、その昨年の比較になるかどうかわかりませんが、今までの実績との対比のようなことが今、わかりますか。去年、改装工事とかありましたので、大まかで構いません。

【高橋事務局長】 委員長がおっしゃられたように、昨年度4カ月間、閉鎖をしているということがありまして、平成26年度は、芸小ホールが開館日数221日で、利用者数は4万2,746人です。平成25年度は、開館日数337日で、6万6,373人となっています。

【山口委員長】 ありがとうございます。おとしよりも多少ふやしたりしたということですね。

【高橋事務局長】 はい、そうです。ふやしていきたいという考えで今、事業計画は考えております。

【山口委員長】 新規の事業も結構盛りだくさん入っており、アートビエンナーレのことでのプラスもありになると思うので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

【高橋事務局長】 ありがとうございます。

【山口委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、その他報告事項のうち、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成27年度事業計画及び収支予算についてを終わります。

高橋事務局長、ご報告ありがとうございました。

【高橋事務局長】 ありがとうございました。

議題(3) 議案第31号 平成27年度教育費(6月)補正予算案の提出について

【山口委員長】 それでは、続きまして、議案第31号、平成27年度教育費(6月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

川島教育総務課長、お願いいたします。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第31号、平成27年度教育費(6月)補正予算案の提出について、ご説明をいたします。

当議案は、6月に開催されます市議会第2回定例会に補正予算案を提出するために提案するものでございます。当議案につきましては、議案送付後に変更事項がございましたので、本日、委員の皆様には差しかえ分を配付させていただいております。まことに申しわけございませんが、右上に赤丸のあります差しかえ後の議案をお出しいただきますようお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、差しかえ後の議案の1ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。款14都支出金、項3委託金、目6教育費委託金、節1教育費委託金につきまして、合計100万円を新たに計上するものでございます。細節ごとに説明をさせていただきます。

細節8言語能力向上拠点校事業委託金につきましては、平成27年度より新たに第三小学校が東京都の言語能力向上拠点校事業に指定されることが平成27年3月19日付で決定をされたことに伴い、10分の10の補助率で委託金が交付されるものでございます。

細節10日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金につきましても、同じく、平成27年度より、第六小学校が東京都の日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業に指定されることが平成27年3月31日付で決定をされたことにより、10分の10の確率で委託金が交付されるものです。

歳入は以上でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

款10教育費の歳出の補正予算案でございます。項1教育総務費、目3教育指導費、事務事業、学校指導等嘱託員報酬、節1報酬、細節4嘱託員（小学校特別支援学級指導員報酬）につきましても、第三小学校の特別支援学級の在籍児童数の増加に伴い、この4月より、学級数が1学級から2学級に増加したため、7月以降、指導員1名を増員することとなりました。その報酬として、171万8,000円を増額するものです。これにより、第三小学校では、指導員が1名から2名に、小学校全体では8名から9名の体制となります。

事務事業、学校教育向上支援事業に係る経費では、先ほど歳入で説明をいたしました言語能力向上拠点校事業及び日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業について、それぞれ指定されたことに伴い、必要となる報償費、需用費の合計100万円を増額するものでございます。

以上、歳出につきましては、総額271万8,000円を増額をするものでございます。

平成27年度教育費（6月）補正予算案の内容は以上のとおりです。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

城所委員、お願いいたします。

【城所委員】 質問です。六小が指定された日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業という事業についてですが、具体的にどういうことが事業の内容として盛り込まれて学校で実施されるのか。わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

【山口委員長】 金子教育指導支援課長、お願いします。

【金子教育指導支援課長】 東京都で、今年度から100校が実施校ということで事業を受けているところでございます。

1年間の授業の中で、例えば、日本の伝統・文化というので、特に六小の場合、副校長先生は、和楽器が大変堪能なものですから、そういったものを活用しながら、前年度同様、音楽フェスティバルで発表していきます。また、子どもたちの内面の情動的な部分を培っていきこうというような計画を立てていると聞いております。

以上でございます。

【山口委員長】 ほかにいかがでしょうか。嵐山委員。

【嵐山委員】 言語能力向上についても少し具体的にお願いします。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 言語能力向上拠点校につきましては、主に言語活動を中心とした教育活動について研究を深め、市内の学校に広めるというものです。これにつきましては、必ずやらなければならないということもございまして、一つは読書活動、それから伝統・文化にかかわる学習内容、こちらについては、必ず盛り込むようにと要項で定められておりまして、それに基づいて、各学校で取り組んでいく内容になっています。

以上です。

【山口委員長】 よろしいですか。

【嵐山委員】 三小と、もう1校はどこでしたか。

【荒西指導主事】 三小と八小です。

【是松教育長】 今回は三小の予算です。八小はもう既に、当初予算で組んであります。

【山口委員長】 実質的に拠点校は2校になります。

【嵐山委員】 わかりました。

【山口委員長】 ありがとうございます。ぜひ活用していく工夫をしていただければと思います。

それでは、採決に入りたいと思いますが、皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第31号、平成27年度教育費(6月)補正予算案の提出については可決といたします。

議題(4) 議案第32号 国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案
について

【山口委員長】 次に、議案第32号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案
についてを議題といたします。

川島教育総務課長、お願いします。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第32号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正
する規則案について、ご説明をいたします。

本議案につきましては、後の第37号議案でご審議いただきます国立市教育委員会いじめ問題対策委員会の発
足に当たり、その委員を5月1日付で委嘱することに伴い、ここで提案をさせていただくものです。

議案1枚おめくりください。規則改正案となっております。本規則第2条において、教育委員会が教育長に
委任できない事項を定めており、今回、改正となる第9号には、社会教育委員や公民館運営審議会委員など、
教育委員会の附属機関の委員への委嘱が列記をされております。今回、新たに委嘱される国立市教育委員会
いじめ問題対策委員会委員も附属機関の委員となるため、ここに追加をする改正となっております。

この規則により、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員についても、教育委員会が委嘱すること
となります。

なお、この規則の施行日は平成27年5月1日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【山口委員長】 ご説明をいただきました、国立市の教育委員会いじめ問題対策委員会を新たに設置する
ことによる規則改正ですが、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第32号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案
については可決といたします。

議題(5) 議案第33号 第21期国立市社会教育委員の会への諮問について

【山口委員長】 次に、議案第33号 第21期国立市社会教育委員の会への諮問についてを議題と
いたします。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、議案第33号、第21期国立市社会教育委員の会への諮問
について説明いたします。

2枚目をお開きください。諮問書です。社会教育法第17条第2項の規定により、下記の件
について、貴会にご意見を伺いたく別紙理由を添えて、諮問いたします。

記、生涯学習振興・推進計画にかかわる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について。

まず、表題の「生涯学習振興・推進計画にかかわる基本施策の体系や重点施策」についてですが、例えば、生涯学習振興プラン、生涯学習推進計画、生涯学習計画等、名称はさまざまございますが、市の生涯学習施策の方向性などを定めた方針計画とご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

お手数ですが、もう1枚おめくりください。諮問の理由となっております。

平成18年の教育基本法改正では、第3条に「国民一人一人が（中略）その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、生涯学習の理念が明記されました。

また、少子高齢化や家族形態の変化などの社会構造の急激な変化により、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化という課題が生じている中で、平成25年1月に提出された、第6期中央教育審議会生涯学習分科会「議論の整理」では、今後の社会教育行政には、「社会のあらゆる場において、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる」とされています。

このように、社会教育を中心とした生涯学習の新たな役割が生まれてきた今日において、前述の生涯学習の理念である「生涯学習社会の実現」のためには、施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

これまで国立市では、市民が主体となった生涯学習の取り組みが多く行われてきました。また、社会教育委員の会からは、第18期で「生涯学習計画の策定に向けた課題の抽出について」の答申をいただき、それを受け、第19期では「地域による学校支援の方策について」、第20期では「家庭教育支援の充実について」検討の上、答申をいただいております。

これらを踏まえた上で、国立市において、生涯学習が新たな役割を果たすための生涯学習振興・推進計画の基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について、貴会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

以上、諮問書案です。なお、第20期の国立市社会教育委員の会の答申「家庭教育支援の充実について」は、後ほど概要を報告させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。いかがでしょうか。

私からの感想ですが、諮問はこれでよろしいかと思えます。生涯教育は、公教育や家庭教育、地域など、すべてを含めて大きな方向性といえますが、必要度がどんどん高まってきている現状があるのかなと思えます。

特に、理由のところにも書かれていますが、少子高齢化や家族形態の変化、社会構造の急激な変化により、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化という課題が指摘されております。

社会全体の変化だけにとどまらず、経済的なことなどさまざまなところに出てきて、それが相互に影響しあっているなというように思っております。

その中で、教育というものを全体としてとらえていくのは、学校であり家庭であり地域社会である。それが生涯教育ということになると思いますが、そのことをとらえていくことが今、重要なことになっているかなと思っております。

ぜひ、社会教育委員会の皆様にご足労をかけてしまいますけれども、しっかり審議していただければ、国立市としての方向性が見えてくる。一助になれば、うれしいなというように思っています。

ほかはいかがですか。

城所委員。

【城所委員】 ありがとうございます。

20期の報告が手元にあって読ませていただきましたが、家庭教育だけでも、相当膨大な量になっています。

今回、18、19、20を踏まえ、恐らく計画をつくっていくということになるかと思いますが、広げれば広げるだけ、かなり広がっていき、薄まることになると思います。21期では、多分、これを体系的にしていこうということで、かなりの作業になるかと思いますが、ぜひ、具体的に動けること、やれることを抽出していただければなというような感想を持ちました。

よろしくをお願いします。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきたいと思います。ご異議はございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 皆様、ご異議がないようですので、可決とさせていただきます。

議案第33号、第21期国立市社会教育委員の会への諮問については、可決とさせていただきます。

議題(6) 行政報告第5号 平成27年度国立市立中学校教科用図書採択について

【山口委員長】 次に、行政報告第5号、平成27年度国立市立中学校教科用図書採択についてを議題といたします。

金子教育指導支援課長、お願いいたします。

【金子教育指導支援課長】 それでは、行政報告第5号、平成27年度国立市立中学校教科用図書採択について、ご説明申し上げます。

本年度は、中学校で平成28年度から使用いたします教科用図書の採択になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び第12条、そして、同施行令第13条に基づきまして、国立市教育委員会が教科用図書の採択を行います。そこで、国立市立学校教科用図書採択要項を定めましたので、報告するものです。

それでは、国立市立学校教科用図書採択要項をごらんください。

まず、採択に際しましては、中学校長、教育指導支援課長及び指導主事によって構成される教科用図書審議会を設置いたします。審議会は、調査研究委員会に対して、教科用図書の調査研究を行うための指導・助言を行い、審議結果を教育委員会に報告いたします。

次に、調査研究委員会につきましては、実情に応じて、下線の部分になりますが、加筆を加えております。各中学校長及び副校長は、中学校は3校ですから、全員で6名になります。教科部会が9つありますので、下線部分のただし書きで「但し、中学校教科書採択のときは、さらに部会長が欠ける場合、小学校長又は副校長をもって充てる」の一文を加えさせていただきました。

この内容につきましては、教科の専門性など、小学校で、例えば音楽が大変造詣の深い方、また、今、合同研のお話、先ほども出ましたが、小中連携の流れの中で、スムーズな学びをしていくようなこと、そういったことも踏まえまして、欠ける部分については、小学校の校長と副校長で補うということを加えさせていただきました。また、調査委員会に主任教諭の職が抜けておりましたので、あわせて加筆しております。各校長から推薦を受けた主幹教諭、主任教諭及び教諭3名で構成し、各教科別に調査研究を進めます。

また、大変恐縮ですが、本日、追加で差しかえということで、日程を加えた平成28年度使用中学校教科用図書採択日程について、日程が未定だったものが入りましたので、加えさせていただきました。

5月18日から審議会及び調査研究委員会の第1回を開催いたします。見本本の配布等につきましては、5月中旬から各校に配本する予定でございます。教員が各学校の新しい見本本を検討しまして、それぞれ意見交換を進める形を考えております。

また、市民の方には、6月19日の金曜日から教科書の展示会を、中央図書館と公民館で、昨年度同様の実施を考えております。その際、アンケートを常設いたしまして、市民の声を吸い上げるということを進めてまいります。

最終的に、審議会の報告を7月28日火曜日の教育委員会で、審議会委員長から各教科の報告を差し上げ、8月4日の臨時教育委員会で協議、採択していただくという流れになっております。

以上で説明を終わります。

【山口委員長】 ありがとうございます。ご説明をいただきました。

ご質問等お受けいたします。本件に関しましては、要望書が中学校教科書採択に関する要望書ということで出されておりますので、それも目通しをいただいているかと思えます。それを踏まえて、ご質問、ご意見などいただければよろしいかと思えます。

まず、金子教育指導支援課長から要望書等について、何か補足説明はございますか。

金子教育指導支援課長、お願いいたします。

【金子教育指導支援課長】 まず大きなところでは、下線部に引きましたように、実情に応じて、小学校長また副校長をもって調査委員会のほうに充てるということで、その部分は、抜けていたところを加筆させていただきました。また、展示会ですが、14日間ということで、基本の日数が定められています。

【山口委員長】 法定の展示の期間が2週間、14日間ということですか。

【金子教育指導支援課長】 はい。それを21日間、中央図書館と公民館のほうで設置することを考えております。また、この採択につきましては、教育委員会の責任と権限において、適正に採択を進めるということについて、東京都教育委員会と文部科学省のほうからご通知もいただいているところでございます。

以上でございます。

【山口委員長】 はい、ありがとうございます。補足説明もいただきましたけれども、ご質問、ご意見などがございましたらお願いをいたします。

嵐山委員。

【嵐山委員】 教育委員会での審議会は、いつですか。

【山口委員長】 金子教育指導支援課長。

【金子教育指導支援課長】 7月28日に審議会の委員長から教科書の調査報告について、各委員に詳細にご説明を申し上げます。

【嵐山委員】 事業者等いろいろな関係者が集まって、審議をするのがこの日ですか。

【山口委員長】 8月4日の臨時教育委員会が、教科書採択だけの教育委員会になります。

【嵐山委員】 8月4日ですね。

【山口委員長】 傍聴の方も大勢いらっしゃるので、多分、委員会の部屋も変えることになると思います。8月4日に教科書の採択を教育委員会として行います。

【嵐山委員】 現場の担当の先生の意見が一番重要視されますね。

【山口委員長】 私から感想ですか、昨年、小学校の教科書採択を初めて任せていただいて、一応全部目を通したつもりではありますが、先生方が実際に子どもたちを教える現場で使うことを踏まえ、どういう点を重要視するのか。特に、国立市ではどうか、といったポイントまで出てきて、そういう意見を調査研究委員会が、踏まえて審議会でご討議して、我々がご報告を聞くという形をとっておりますので、かなり細かく、見ていただけたというように感じております。それを参考にしながら、教育委員会で決めるという流れになっているので、結構十分な討議ができているという感触を私は持っています。

これから始まりますので、またそれをしっかりと行っていかなければいけないかというように思っています。

【嵐山委員】 難しいですね。こちらがいろいろ科学とか何とかで見て、「これがいい」と思っても、現場の先生が、「今までこれで教えてきて、これが教えやすい」と言う。図工とか、そういった問題は、現場の先生の意見が一番で、「言われてみるとそうか」ということも多いです。教科書だけのレベルというように考えるけれども、私が今まで選んできた経験でいうと、現場の先生の意見を尊重して、それがやはり「なるほど」と話し合ってきた中で感じるケースが多いですね。

【山口委員長】 高橋委員が最初に、今年度の補足のところで言われていましたが、これから日本にとって必要な教育のありようについてでいうと、この教科書というのは非常に連動している部分があると思いますし、どんどんどんどん進んできている、改革されつつあるなというように正直、私は感じております。教科書自体が変わっていき、それにより、子どもたち自身も、さまざまな学びを深めていく。

また、それを教える先生方といいますが、我々も含めてですけれども、直接教える先生方がそれをどうやって使って教えていくのか、という「思い」といいますが、そのことは、すごく重要なことなのかなと強く感じているところでございます。

よろしいでしょうか。

是松教育長。

【是松教育長】 教科書採択は、今年度は昨年度に引き続いて、中学校ということになります。採択の実施方法については、昨年度と小学校とほぼ同じでございます。採択の最終権限は、これは法によって市長と教育委員会にあるということですので、この教育委員会においてしっかり採択をしていかなければならないということですが、要望書にも載っているように、当然ながら、その採択に当たっては、現場の先生方の意見をしっかりと聞いて、その中身を判断した上で採択をしていくということになります。

したがいまして、そのために、先生方に調査研究部会において、さまざまな調査をしていただくということになっているわけでございますけれども、要望書に沿って幾つか申し上げておきますと、前回、中学校の採択のときから中学校の調査研究部会に中学校では中学校長が、うちの場合は3校しかないの6名しかいないという中で、9の教科について教科部長がダブるよりも個別に1名ずついた方がいいだろうということで、小学校からも応援をいただくということになりました。これは、当時から、そもそも小学校長に中学校長席の校長が赴任されているというようなケースが多くなってまいりました。それが1点でございます。

それからまた、校長の中には、指導主事、指導室長を経験した小学校長もおりまして、当然ながら、指導主事や室長は、行政時代に中学校、小学校あわせての教科書採択にも携わったキャリアをたくさん持っております。そういう校長が小学校の中にもいるということ。

それから、小学校の中にも、当然ながら、音楽や図工の専科の先生がおりまして、小学校の図工、専科でありますけれども、中学校との連携を図るという意味では、私も、小中合同での研究会も持ってやっている専門の校長、副校長がいるという中で、調査研究部会についても、小学校から応援が、十分頼めるだけの人材がいるのではないかとということで、先般の中学校の採択のときから、そういう扱いをしました。

その際、当時の要項では、今回のようなしっかりした要項になっておりませんでしたので、前回は、この要項の18項ですね。この要項にないものについては、教育長が別に定めるという中で、それを運用して行ったものでございますけれども、その際にも、こういう要望をいただきました。「要項と違うのではないか」というご指摘いただいた中で、前回の中学校の教科書採択の調査部会に校長、副校長を充てるということについて、「一旦、やってみて検証しよう」ということで、検証した結果、やはり、非常に機能的にも効率的にもいいということで、今回からはしっかりそれを要項に定めて、「それでは定式化していこう」ということで、今回、

要項改正を行わせていただいているということでございます。

それから、ほかの要望事項について、4については2週間ということで、展示するだけでなく、もっと長い期間をとということです、それで今、教育指導支援課長から3週間、法定期間を1週間長く伸ばして実施するという、対応するというにいたしました。

この件につきましても、通知上は2週間というようになっておりましたので、念のため、東京都教育委員会等に問い合わせして、これが長くなる分には構わないのかということを確認しましたら、長い分には構わないということです、うちができる限りの期間ということで、3週間に決定したということでございます。

それから3点目に、学校現場の希望が反映される採択をということで、これは、先ほど私が申し上げたとおりでございますけれども、当市ではございませんけれども、他地区におきましては、教員が調査部会、研究等を開かず、教員間でアンケートや、あるいは投票によって「この教科書がいい」ということで、選択して、それを教育委員会に挙げてくるという例がある中で、しっかりそういうことのないように、教育委員会で責任を持って、本当に調査研究の成果としての中身を検討して、採択をするようにということの内容だと思いますので、そういう通知も、文科省あるいは東京都教育委員会から届いておりますので、その内容はそういうことだと私は理解しております。

それから、調査研究委員会、審議会の議事録ですが、審議会についてはできるだけ議事録をつくるようにしてきました。これも、今回の要望者の方から再三、ご要望をいただいている中で、審議会の議事録については、要点記録にはなりますが、記録をつくっているところでございますが、調査研究委員会はこれ、再三申し上げておりますけれども、やはり、各調査部会が9部会ある中で、しかも、かなり小さな問題、ページ数の問題、細かい部分にわたっての細かい審議になりますので、ちょっとなかなか記録をとり切れないし、また、要点記録でいけるような中身ではないという中で、なかなか調査研究委員会での記録というほどのものはできなくて、報告をもって記録にかえさせていただいているという状況にあります。

それから、2の調査の観点でございますけれども、これは教育指導支援課長にもう一度お返ししますが、今回の要項で、観点が内容の選択、構成分量、表記表現、使用上の便宜等、その中で、さらに細目が列記されておりますけれども、これは前回と同じということでもいいのかどうか。ということはつまり、文科省から、要望書の2のところ、装丁や見栄えを重視するのではなく、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を考慮した十分なものであることということで、改めて、教科書検定のようなことの調査項目を入れるということがおかしいのではないかというようにおっしゃっています。

これは、文科省からの通知では実はなくて、通知の中にはこういう文言は入っておりません、これはたしか、政令指定都市教育委員会か何かで、文科省が、この教科書採択の留意事項についてという文章を提示したようでございます。直接、こちらにまでは届いてないですが、政令指定都市教育長会のときに提示した文章を、文科省のホームページにアップしております。その内容になっております。

あくまで留意事項ということになりますので、正式にそういうことを徹底しろという通知ではありませんが、基本的に、私どものほうは、この調査研究項目についての、いわゆる調査観点の見直しはないということでもいいのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

【山口委員長】 金子教育指導支援課長。

【金子教育指導支援課長】 こちらに資料でお示しました内容選択、構成分量等の表記内容については、変更は一切しておりませんので、昨年と同様、小学校採択も、このようになっております。

以上でございます。

【是松教育長】 要望書については、そういうところで私はよろしいのかなという、見解としては述べさせて

いただきました。

【山口委員長】 要望していただいたことも踏まえて、少し深い議論までできたかなと思いますが、ほかに、何かございますでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 私も教育長のご意見と一緒に結構です。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。それでは、行政報告第5号、平成27年度国立市立中学校教科用図書採択について、ご異議はございますでしょうか。承認でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 では、行政報告第5号は承認とさせていただきます。ありがとうございます。

議題(7) 行政報告第6号 平成27年度国立市特別支援学級教科用図書採択について

【山口委員長】 続きまして、行政報告第6号、平成27年度国立市特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

市川指導担当課長、お願いします。

【市川指導担当課長】 それでは、行政報告第6号、平成27年度国立市特別支援学級教科用図書採択について、ご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を、公正で円滑かつ適正に行うために必要な事項を定めた国立市特別支援学級教科用図書採択要項に従い、平成28年度に国立市立小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、採択要項及び日程を報告するものです。

採択に当たりましては、特別支援学級設置校長及び特別支援学級設置校長が推薦した特別支援学級担任によって構成されます、教科用図書審議会を設置し、そのもとに特別支援学級設置校ごとに校長、副校長、特別支援学級担任で構成する調査委員会を設置いたします。そちらの意見をもとに、採択について教育委員会で協議決定するという流れになります。

お手元の資料の最終ページに日程をお示ししてございます。まず、6月15日に第1回の審議会を開催いたします。6月24日までに各学校の調査委員会の報告を審議会に提出していただきまして、審議会では、その報告を受け、6月30日、7月9日に審議を行い、7月28日の教育委員会に報告をさせていただき、採択という手順になっております。

以上を踏まえまして、今後、採択事務を行っていくということになります。よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご説明いただきました。

ご質問、ご意見などございますか。

確認ですが、特別支援学級の図書に対しては、毎年、採択ということでございますね。

【市川指導担当課長】 毎年ということになっています。

【山口委員長】 スケジュールが先ほどの中学校図書とダブりますが、7月28日の定例教育委員会に審議会報告をいただいて、そのときに採択をするという経緯で、それまで審議会で、調査研究委員会で自己研究を重ねていただくということになります。

【山口委員長】 よろしいですか。

それでは皆様、ご異議がないようですので、承認としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 行政報告第6号、平成27年度国立市特別支援学級教科用図書採択については承認といたします。ありがとうございます。

議題(8) その他報告事項2) 国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について

【山口委員長】 続きまして、その他報告事項2、国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱についてに移ります。

金子教育指導支援課長、お願いします。

【金子教育指導支援課長】 それでは、国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱についてをご説明いたします。

本日、新たに追加いたしました机上配付の名簿の資料をごらんください。本協議会は、1月教育委員会定例会においてご審議いただきました国立市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、教育長が任命または委嘱いたしました委員を報告いたします。

資料にお示しいたしました名簿のとおり、国立市立小・中学校長会、東京都立川児童相談所、東京法務局府中支局、警視庁生活安全部立川少年センター、市長部局からご協力をいただき、教育委員会事務局の10名で構成をいたします。お名前は、この表をもってかえさせていただきます。

本協議会は条例制定の趣旨であります社会総がかりでいじめの未然防止等の対策を推進するため、関係機関及び団体の連絡を図ることになります。具体的には、この5月に第1回を開催いたします。国立市いじめ防止対策推進基本方針への共通理解を図りながら、6月に各校の学校いじめ問題対策連絡会と合同で開催いたしまして、全校のいじめ防止にかかわる取り組みについて、その場でご報告をいたします。意見交換をして、また新たな取り組みということにつながっていきます。

また、11月には、いじめ問題をテーマにした教育フォーラムを実施いたします。こちらも、児童生徒また保護者等、関係の方を含め、いじめにかかわる内容等について協議を深められるような内容を、この連絡協議会を通じて検討をしていきたいと考えております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

実際にこれで動き始めるというところではよかったというのと、これが誘発的に効力を発揮して、いじめの未然防止にまでつながっていくといいなと思います。

一つだけ質問ですが、今後のスケジュールの中で、11月の教育フォーラムは、今まで教育委員会主催でやっていましたが、それは変わらないのですか。

金子教育指導支援課長。

【金子教育指導支援課長】 主催については教育委員会主催ということで、各関係団体の協力をいただきながら、加わっていただくなり、また、コーディネーター的な役割も出てくると思いますので、その辺についてはこれから協議を進めていくところでございます。

【山口委員長】 これだけの協議会メンバーが実際に決まったところで、非常に幅が広がると思いますが、総合的な力で考えていくということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(9) その他報告事項3) 平成26年度卒業式、平成27年度入学式の実施報告について

【山口委員長】 それでは、続きまして、その他報告事項3、平成26年度卒業式、平成27年度入学式の実施報告についてに移りたいと思います。

荒西指導主事、お願いいたします。

【荒西指導主事】 それでは、平成26年度卒業式、平成27年度入学式の実施報告をさせていただきます。

先ほど、委員の皆さんからもご意見をいただいているところですが、私からも、学校から上がっている報告を踏まえて、簡単にお伝えさせていただきます。

確認になりますが、学習指導要領には、儀式的な行事の内容として、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳正で清新な気分を味わい、新しい生活への展開を、動議づけになるように活動を行うことと示されております。各学校からは、この内容に基づき、厳粛かつ清新な雰囲気の中で実施されたという報告を全校から受けております。

また、上級生や下級生、多くの保護者や地域の方々が見守る中で、例年同様、とても温かい雰囲気の中で行われたという報告もいただいているところです。

小学校の入学式におきましては、2年生が言葉や音楽で学校紹介をいたしますが、どの学校の発表からも、一つ学年が上になったお兄さん、お姉さんとしての自信と自覚がはっきりあらわれた表情で児童は頑張っております。1年生の保護者の方も、1年後のお子様の姿を想像することができて、学校教育に期待を膨らましていただいたのではないかとこのように想像いたします。

また、中学校の入学式においても、堂々とした在校生の言葉により、参加した生徒が凛とした表情で、心を新たにしている様子が見られました。こちら、在校生の合唱等がすばらしかったというような報告を受けております。

今後も行事をこなすことだけでなく、子どもたちにどのような力を身に付けさせるかということを確認にした上で、卒業式や入学式を実施するように助言してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

先ほど、いくつかご質問がありましたが、何かございますか。

嵐山委員、お願いします。

【嵐山委員】 私は七小を見ました。私の小学校の入学式は、65年以上前のことですが、自分が入学したときのごく当たり前のことですが、つくづく感じます。人生の一番晴れがましいときが、小学校1年生ですね。

それから、2年生。今、荒西指導主事がお話になれましたが、1年生を迎える2年生もまた、かわいいです。明らかに1年生の教育の成果が2年生に出ていて、これほど変わるものなのかというぐらいしっかりとしていました。

七小の場合は、全員が出て縄跳びを見せたり、いろいろな遊びをしたりしています。また、全員が参加して、「何か困ったことがあったら、僕たちに相談してください」と1年生に言います。これはいいですね。これを見ると胸を打たれる思いで、出席するたびに胸が熱くなる思いがします。

子どもたちに力をもらえる感じで、現場の先生も、それぞれ学校によって、いろいろな工夫があって、七小の場合は、いろいろな虫とか動物とか、そういうものを顕微鏡で見せたりして、楽しかったです。いいなあと思いました。

【山口委員長】 ありがとうございます。

卒業式や入学式は、当たり前ですが、節目節目の大きな式典でございます。そのときに、ここにいる目の前

の子どもたち一人一人が、地球上の生き物でかけがえのない存在であるという気持ちで、それぞれの学校が卒業式、入学式をやられているなどということを思いました。それは子どもたち自身も感じているはずで

私が行った小学校だったと思いますが、一緒でした。6年生が、1年生に対して「いろいろやって、つらいなと思ったら成長のあかしですよ」と言っていました。このことは、1年生には、わかるわけがありませんが、すごく大きな言葉ですね。つらくなったなと思ったら、それは成長のあかし。我々、今、それを感じてなくなっているのかもしれませんが。まさに、かけがえのない成長をみんなしているんだ、ということ強く感じたところでございます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(10) その他報告事項4) 平成26年度学校評価報告書について

【山口委員長】 それでは、続きまして、その他報告事項の4に移りたいと思います。平成26年度学校評価報告書についてに移ります。

市川指導担当課長、お願いいたします。

【市川指導担当課長】 それでは、その他報告事項4、平成26年度学校評価報告書について報告いたします。

この報告書は、国立市立小・中学校が、平成26年度の教育課程に基づき、教育目標の実現に向けて基本方針を立て、指導の重点や具体的な方策に沿って実践をした教育活動について、教職員による自己評価、児童生徒、保護者によるアンケート結果を分析し、取りまとめたものです。

学校評価は、学校が目指すべき成果やそれに向けた取り組みについて、その達成状況を把握整備し、取り組みの適切さを検証することにより、組織的、継続的に改善することを目的としております。学校評価を進める中で、次年度に向けた改善策等を検討した上で、各学校の学校関係者評価委員の方々に報告、評価を受けた取りまとめとなっております。

報告書の内容について大まかに分析をいたしますと、学校が設定しました取り組み目標については、各校ともAまたはBの評価、数値で申し上げますと70%以上の肯定的な評価がなされており、概ね達成できている傾向がございます。

特に、学習指導に関しては、各校とも良好な状態にあると考えられます。一方で、一部の学校で、改善が必要となる評価となっている点もございますが、これは前年度、課題として顕著であった内容を目標にしたり、達成目標を厳しく設定したりした結果であると学校から報告を受けております。

いずれにしましても、各学校においては、この結果を十分に分析しつつ、課題解決のための改善策を立て、今年度の教育課程を意図的、計画的に編成しております。

説明は以上でございます。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 学校評価のA、B、Cという指標ですが、これは各学校共通しているのでしょうか。ざっと見た感じでは、八小と七小で違いがあるようですけれども、七小はAが90%以上、八小はAが80%以上になっています。

【山口委員長】 市川指導担当課長、お願いします。

【市川指導担当課長】 各校では統一しておりません。各校と話し合う中で、この指標について幅をそれぞれで決めたいという要望があり、このような形で行っているところです。

【高橋委員】 そうすると、Aという評価が、これは、学校によって違いが出てくるということですか。違い

が出た達成状況を一覧表にするというのはどんなものでしょうか。

【山口委員長】 市川指導担当課長。

【市川指導担当課長】 高橋委員の今おっしゃったことを踏まえまして、今後の学校評価のあり方について、1年間検討してまいりたいと思います。

【山口委員長】 宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 学校の報告書は、もともと各学校によって評価の仕方、あるいは様式自体に相当ばらつきがありました。これをある程度統一的に、同じような形にしていくことが必要であろうということで、今年度、ここまで形式的には見ばえを同じようにしてきています。それから、A、B、C、Dの配分については、まだばらつきがありますが、大分Aの割合、Bの割合はまとまってきたかなと思います。

今後、評価を継続的に行っていく上で、委員がおっしゃったように、Aがどういう範囲で、Bがどういう範囲なのか、そういったものも、事務局のほうで指導しながら整理していく必要があると考えております。

【高橋委員】 そうでないと、地域によって「うちはBで大体いいんだ」と、保護者が思って、課題について、感じられなくなる。たったの11校しかない中で、そのような差が出てくるというのは、検討課題ではないかなと思います。

以上です。

【山口委員長】 是松教育長。

【是松教育長】 学校評価について申し上げておきますと、市で統一評価基準を設けているものではございません。これは法の趣旨からも、よくないと思います。市で一方的に評価基準をつくって、各学校に評価を競わせるような、あるいは、評価の優劣をつけるようなことはよろしくないと思っています。

法の趣旨からすると、小・中学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うということになっておりますので、まず、評価の目標や項目自体が、学校で違っております。そうした中で、評価基準や分布についても、ある程度学校の、これはあくまで自己評価でございますから、自己評価として分析をさせているという内容でございます。

したがって、たまたまこうやって教育委員会には、この学校の自己評価と、もう一方で、一番端に学校関係者評価とありますが、これは学校の関係者、第三者にまではいきませんが、学校に関係する方々からのご意見も評価としていただくという法の趣旨になっておりますので、この自己評価と学校関係者評価については、それぞれの学校で独自に行って、それを各学校個別に教育委員会に報告するというものになっています。

したがって、我々からすると、たまたま11校を全部並べて見る事ができてしまうものですから、ある意味少し見づらさがありますが、基本的には、これは各校の保護者、地域の住民宛てに公表していくものでございますので、地域の住民が他校の評価を見た場合には、それは確かに「うちと違うな」と思うかもしれませんが、しかし、法の趣旨からしますと、画一的な評価ではなくて、各学校に応じた項目設定とその評価をしていくということになっております。ただ、そうは申し上げても、同じ地域ですので、余りばらつきがあってはいけないということで、様式等をできるだけ統一しております。

今後、学校の目標、指導に応じて、評価の分布もある程度基準としてできるのであれば、そこは各学校間でも、あるいは校長会、副校長会でも話し合ってもらえればよいと思いますが、基本的には、これを統一的に定めて評価を競い合わせるというようなことだけは、法の趣旨に合わないと思っております。

それから、1点だけ要望を申し上げておきますと、第一中学校についてです。

まだ、ほかの学校、例えば第一中学校の前ページの第八小学校では、一番右端に学校関係者評価欄がありますが、それ以外の項目欄については、自己評価の内容です。基本的に、自己評価の内容を網羅して、最終的に

学校関係者から、相対的にどういう評価をいただいたかというのを一番右の欄に書くようになっております。

先ほど申し上げましたように、法では、自己評価と学校関係者評価を教育委員会へ報告し、その内容については、各校のホームページ等において保護者、住民に公開するということになっていきますので、実際、今ホームページに全部アップさせているところでございますけれども、一中だけが、この学校関係者評価の欄が「評価委員より」という、少しわかりづらい表記になっています。これは恐らく学校評価委員のことだろうと思いますが、自己評価した評価委員というようにもとられかねませんので、ここは、できれば一中に次年度からは、「ここは学校関係者評価の欄である」ということをわかるようにしていただけたらと思っております。

私からは以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

【高橋委員】 今の教育長の説明、全くそのとおりだと思います。ただ、委員会に上げている報告書で、このA、B、Cという評価が、いわゆる達成度が示されているということは、各学校で公表している「概ね達成している」とか、「満足している」とか、そういう言葉で私が見ている限りでは、表現されています。委員会に上げてくる評価がAとかBになっているということですね。

【市川指導担当課長】 国立市第三小学校を見ていただきたいと思います。A、B、Cの理想をパーセンテージでそろえたいところではありますが、例えば、国立三小の知、徳、体の知の評価指標を見ていただくとわかりやすいと思いますが、例えば、国語と算数のうち、授業が楽しいと肯定的に答える児童を85%以上にする設定していますが、Aが85%以上、Bが80%から85%未満、Cは80%未満ということで、これは何に従って評価指標をつくっているかといえば、都の学力調査です。

もう一つ、例えば、知、徳、体の徳の二つ目、自分を肯定的に評価する感情を、というものがありますが、これは、東京都の平均値がかなり細かくございまして、それに0.1以上プラスになった場合にAということになっていまして、このように各学校において、かなりの根拠を持って取り組んでいるところがございます。なかなかABCをそろえるのが難しいところですので、先ほど申し上げたように、このあたりについてはもっとわかりやすくしたいと思っておりますので、1年間検討させていただければと思います。

【山口委員長】 ありがとうございます。

昨年度、私のほうでも、高橋委員と同じような発言をさせていただきました。

大事なのは、各学校で自分たちを評価して、それを今後、どのように向上させていくのかということなんです。そうすると、ある程度大まかな指針があったとしても、学校ごとに大事にしている部分があると思うので、ばらばらになっても構わない。ただ、教育委員会へ出していただくときは、ある程度統一したものにすべきではないかと。

ことは、去年度と比べると見やすくなったというのが一番の感想です。それでも、細かくみていくと、どっちだろう、といったものが出てきたりしますが、どこからどこまでではありませんが、もう一方で、全体としてみて、ほかの学校と比べる中で、よりよく向上するためのヒントが得られることもあるだろうと思います。そのためには、それぞれの違いを見ていくということも、もう一方の作業として必要で、それがある程度統一した中で出てくるような気もします。ただ、作業量と労力の問題もございますので、そこはバランスを見ていただきながら、有効にしていいただければと思います。

いろいろな学校を公開授業のときなどに訪問させていただくと、必ず、学校評価委員の方が会合をされます。先週の土曜日も第一小学校に行きましたときに、ちょうど2限目から3限目の時間にかけて評価委員会をやられていたようで、ほとんどの評価委員が出席されていたのではないかと思います。皆さん、すごく熱心に学校をみてくださっているなと感じましたので、そういったいいものを、ぜひこれからも継承していい

ただければというように思います。

私からの感想でした。

城所委員。

【城所委員】 私も少し感想と意見をお願いします。

11校並べさせていただきますと、三中の評価の指標のところが少しわかりづらいと思います。

もしかしたら、学校のほうで、細かい指標があるのかもしれませんが、この表からだけでは読みとれません。

分析のところも、弱いといえますか、分析はやはり「何々がどうでどうだ」というところを読んでいただかないと、次の改善策にまで至らないのではないかと思います。三中だけいただいたら、多分このまま見るのでしようけれども、各校いろいろ比較をして見せていただくと、その辺が見えてきます。

また、具体的な方策と改善策がダブっているところもあり、何がどう改善されて、この1年でどうなったのか、さらにどこに行くのかというのが少し見えづらいところがありました。

全体的に見せていただいた感想として、どこの学校も先生方が手本になろうというような意欲が見られて、それも数値となっていたり、評価関係者の方からそのような評価をいただいているというのは、とてもすばらしいことだなというように思いました。

二小も少し分析が読み取りづらいことと、改善策が入っていないところがありましたので、その辺も気になったところです。

後は、全体的に読んでいきますと、いくつか出てきますが、食べる意味を理解させなくてはいけないとか、動くことを理解させなくてはいけないとか、生活の基本的なところを理解させる必要があるなど、いろいろなことが起きているのだなというように思いました。

七小の評価委員からの言葉で驚いたことが、「忙しい生活を送っている子どもが疲れてしまい、外遊びする元気が出ないこともあるようだ」といったご意見をいただいているということで、どちらかというところ、七小は南のほうで、少し空間的にも余裕があるところですが、子どもたち自身が忙しくなっているということ、いろいろなところに影響が出てきているのではないかなというように思いました。

私からは、以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

【高橋委員】 城所委員に同感です。評価指標ではなくて評価項目だけが羅列している三中、最後に議会に提出して「はい、終わり」ではなくて、本来、最初に目標を立て、「90%を目標にします。こうこうこれこれを9割以上達成、8割以上達成していきます」といった、きちっとした評価指標が出せれば、分析も当然できてくる。全く分析がなくても通るということが教職員の中にあれば、改善しようという気持ちは起きてこないだろうし、保護者とつじつまを合わせるぐらいのプリントで終わってしまうのではないかと、そんなことを城所委員は指摘したのでないかと思います。ここはやはり指導をしていくべきところではないかと思います。

それから、七小の学校関係者評価の中に、「見守り会に感謝しています」ということが書かれていました。「小学生が被害に遭う悲惨な事件が起きている。見守り会の方々には感謝のほかありません」、こういう組織で見守りをしているということは、非常に特筆すべき学校の成果だと思います。

その中で、すべての学校がそうになっているわけではないので、通学路における防犯カメラ、実は、中央区の学校は今、不審者が出没していて、久松警察署という警察署のすぐそばに学校がありまして、そこでも、グラウンドからずっと女の子を撮影しているという報告があって、それで今、パトロールを強化しているところです。防犯カメラも商店街だけではなく、学校周辺にも必要だと、今、そういう状況になっているという話を直接関係者から聞いています。

国立市においても、防犯カメラの設置についての議論をされたと思いますけれども、その後、進展していない。これだけ危ない時代にあって、もう少し進展させていただきたい。教育総務課長、よろしくお願いします。以上です。

【山口委員長】 嵐山委員。

【嵐山委員】 難しいですね。自分に甘くして、よくつけばいいというようになるけれど、厳しければ逆に、自分はBにするし、人によってもそうですよね。だから目標を低くして、達成感を得ようとする人もいるし、目標が高いと、どんなに努力をしても自分ももっと頑張らなくてはいけないので、低くする。

客観的に統一するために、使用できるものがあれば、それを使ったほうがいいと思うし、逆に、ばらばらであるのが悪いという反面、各学校が自主的に、それぞれの先生が個性的にしているということのあらわれでもあると思うので、逆に好感を持ちます。

だから、すごく難しいところですね。これでいいのかわからない部分もあるし、こういう点をつけたが、なぜつけたのかということ、説明しなければならない。ただ、ほかの学校はわからないので、自分のところだけで。一中のように、結構厳しく付けているところもあるが、一中は自信があるから厳しくつけるのだろうなというように私は考えたりしていますが、どうしたらいいのかわからないところですね。

【山口委員長】 教育というのは私、そういうものではないかなと自分の中で思っておりまして、いわゆる、生産して幾ら売上があったらよして売上がなかったらだめとか、儲かったらよくて、儲からなかったらだめということじゃなくて、人を育てるところですから、それぞれのところの課題というのは一人一人全部違うだろうと思います。

そのことを、数値化すること自体が非常に難しい作業になると。何か、それを統一してしまうともっと難しいことになってしまうのかなと思いますが、そうしないと、きちんとやっていないところが見えなくなってしまいます。

子どもたち一人一人の成長を一緒に行っている場所が学校であるし、家庭でもあるし地域社会でもあります。その中でも、学校が非常に大きな時間を割いていますので、その学校が、本当に子ども一人一人の成長を願ってやっているのかどうか。高橋委員や城所委員が言われているのはそういうことだろうと思います。ただそれは、数値では評価し切れないものがあるだろうし、評価してはいけないものであろうと私は思っております。

個々が持っている問題は、さまざまに変わってきております。

私は最近、児童養護施設にかかわりを持たせていただいています。全くそこでの問題は違います。

ある中学生が、「自分がこの世に存在するのはいいのでしょうか」という質問をします。とんでもない話です。でも、その子はそういう環境にいるわけです。一人一人、そういうところが全部違うのです。

私は、キーワードは、「一人一人みんなかけがえのない存在ですよ」ということだと思います。それを認識して、子どもたちにまず接していくことが、スタートだと思いますし、その上でいろいろな課題が出てくると思っています。ぜひそれを、きょうの議論にも生かしていただければありがたいと思います。

時間が大分延びてしまっておりますので、よろしいでしょうか。

【城所委員】 さらに長くなってすみません。

補足で先ほど三中のことをお伝えしましたが、三中の学校便りを以前いただいたときに、例年、保護者からアンケートをいただきますが、このアンケートに書かれたご意見について一つ一つ全部答えています。

ほかの学校は「こういうご意見が出ました」と、項目ごとに出てきますが、学校便りには、細かいところまで全部対応が書いてあります。多分、保護者の方はそれで、中身は納得されてご理解はいただいていると思いますが、1年間のまとめとして見たときに、その辺が浮かんでこなかったのが、補足としてお伝えさせていた

だきたいと思います。

以上です。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(11) その他報告事項5) 平成26年度放課後学習支援教室の実施報告について

【山口委員長】 報告を続けたいと思います。その他報告事項の5です。平成26年度放課後学習支援教室の実施報告についてに移ります。

荒西指導主事、お願いします。

【荒西指導主事】 それでは、平成26年度の国立市放課後学習支援教室の実施報告をいたします。

ご案内のとおりですが、本事業の概要について確認をいたします。まず、対象校につきましては、一小、四小、六小、七小の4校、対象学年は5学年と6学年、教科は国語と算数、実施日数は1校につき120日間、実施時刻は3時半から4時半までの1時間で、指導者は教職経験または教員免許を保有する市民及び教員を目指す学生。指導内容のメインとなるのが学校の学習の復習、それから、市教委が用意したプリント学習というような形で1年間進めてまいりました。

A3版の資料の中ほどをごらんください。指導者の人数ですが、欠員が生じるたびに補充を重ねまして、平成26年度は延べ35名の方にご協力をいただきました。参加人数につきましては、これ登録人数になりますけれども、開始当初からの増減というところを見ていただきますと、全体として、数名程度やめていく児童もいました。

これらを踏まえて、3学期末に児童アンケートを行いましたので、その結果が右側に示されています。学習面で成長ができたかということにつきましては、児童は「そう思う」と答えたのが70%ほど、それから、「放課後学習支援教室に参加してよかった」と答えた児童が、これも同じように70%ほど、あわせて、ここには示さなかったのですが、保護者にもアンケートをとっておりまして、こちらの保護者のほうにも、「子どもを放課後学習支援教室に参加させてよかったか」という問いに対して、同じように70%ほど「よかった」という回答をいただいています。「よかった」と思う理由につきましてはさまざまに挙げられておりますが、子どもについては、学習の成果が上がったというところで、参加してよかったという意見が多くあります。

その理由としましては、学校の学習とリンクしているということ、それから、少人数なので、個に合わせた指導がしてもらえたということ。それから、宿題は学校でやるという移動の時間の効率化が図られた上、時間が有効活用できた、というような意見に大別してまとめられるかと思えます。

また、保護者の意見につきましては、学習の成果が上がったというもののほかに、無料で学習ができるので、参加させやすかったということ、それから、学校で行っているので安心であったというようなことが挙げられていました。

逆に、よかったと思わなかったという子どもと、保護者が3割ほどいまして、こちらにつきましては、まずは、子どもについては、参加している子どもたちがうるさかったので集中できなかった、それから、学校の後の勉強はなかなかつらい、さらに、放課後学習支援教室のやり方自体が自分に合わずにわかりづらかった、遊ぶ時間が減る、などの理由が挙げられていました。

保護者の方からも、学習内容について求めているものと違っていたり、指導員との関係がうまくいかなかったというようなご意見もいただいているところです。これらを踏まえまして、A3資料の中ほどの下の部分、明らかになった課題とその対応ということでご説明いたします。

上から2つ目の、「十分な指導員を確保することができずに、3名体制の時期が長く続いた学校等もあった」ということですが、これにつきましては、当初、学生を頼りにしていたところがありまして、教職を目指す学生は非常に忙しく、安定して入ることができなかったということがありましたので、方針としては、地域人材4名というのをまず確保することとし、その4名のうち、週4日の中で1日欠けてしまうとかが、そういう穴の部分に学生を投じていくというような形で安定化を図ってまいりました。

それから、の3つ目。「欠席の把握が難しく、効率的な方策を考案する必要がある」ということで、これについても、さまざま試行錯誤を繰り返し、今、意見を集約して新しいシステムを開発しておりますので、これについて試していこうと考えております。

上から の5つ目、「放課後学習支援教室のリーダーの果たす役割というのは非常に大きい」ということで、これについては的確な人材を確保するために、ほかの指導員よりも謝金を多く支払うことの検討が必要だということで、今年度、予算化をいたしまして、平成27年度は時給1,800円で行っていただくことにいたしました。平成27年度に新たに開校いたします2名の新たなリーダーにつきましては、元大学教授と教員経験者ということで、しっかりと確保ができましたので、ご報告をいたします。

さらに、の4つ目、「教科や学年によって人数に差がある」ということや、の6つ目、「宿題等をやったほうがいい」という意見。の7つ目、「意欲や学習の状況に大きな差がある」というようなこと、そういったことを踏まえまして矢印の左側、最初は、市として共通の型というものを、こちらで打ち出して各学校で取り組んでもらったのですが、なかなかうまくいかない状況もありましたので、平成27年度は学校により教科や学習内容、それから指導体制等弾力的に運用できるようにしてまいります。また、管理は大変になりますが、実をとるという形で進めさせていただき、学期ごとに見直しを図ったりするなど、その応募してきた子どもたちにあわせた形での実施を考えております。

平成26年度を総じて申し上げますと、1学期のときはかなり不安定な状況にありました。ここに挙げさせていただいたとおり、5月30日に担当者会の臨時会などを設けたりしながらマイナーチェンジを繰り返しました。指導員の方に本当によく努力をしていただきまして、目の前の厳しい状況があったにもかかわらず、試行錯誤を繰り返して努力してきた結果、最終的には各学校なりのスタイルができ上がって学習も安定したというような状況がございます。このような知見は非常に貴重かと思っておりますので、来年度は6校にふやしたというような状況の中で生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ご意見、ご質問をお願いいたします。

1年間「試行錯誤」という言葉がありましたけれども、子どもたち一人一人に寄り添いながら、よりよくしていこうという形で動かれているなと思えますし、昨年度1年間やったことを踏まえて今年度の新しいやり方を工夫して、それを来年また改善をしていくということを繰り返していくのかなというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。

嵐山委員。

【嵐山委員】 私は、よくやったと思ひます。実際に「よい」と思ひるのは7割で、「よくない」と思ひるのは3割ですが、いろいろな児童の中に、未経験の先生が入ったり、ベテランが入ったり、ばらばらだから合わないう意見は出てくると思ひます。大変で、いろいろあるけれど、「だから、やらない」というのではなく、役に立っている人もいる。だから、このように合わないうような話も当然出てくる。

これは大変ですが、定着するようにやっていると、国立の教育というのはランクアップしていくと思います。

荒西指導主事、ますます頑張ってやってください。

【荒西指導主事】 ありがとうございます。

【山口委員長】 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(12) その他報告事項6) 平成26年度スクールソーシャルワーカーの実施報告について

【山口委員長】 では、次に移ります。

その他報告事項の6番、平成26年度スクールソーシャルワーカーの実施報告についてをお願いします。

植木指導主事、お願いします。

【植木指導主事】 その他報告事項の6、平成26年度スクールソーシャルワーカーの実施報告についてをご報告させていただきます。

まず、対象児童生徒数についてです。

昨年度より、本市に1名配置されましたスクールソーシャルワーカーが、4月から5月にかけて市内小中学校全校を回り、スクールソーシャルワーカーの職務についての説明、学校からの要望等についての聞き取りを行いました。5月にはアンケートを実施し、気になる児童生徒の問題・状況、それらに対応する校内の会議とそのメンバーや頻度等、関係機関や地域との連携、スクールソーシャルワーカーに望むこと等を調査いたしました。

その結果、6月は小学校の対象児童数が1人から13人に一気に増加いたしました。中学校は1人から5人に増加いたしました。夏休み期間中は保健室訪問として全小中学校の養護教諭を訪問し、現場の声を聞きました。児童青少年課の協力のもと全学童保育所を訪問いたしました。その結果、9月になり、中学校の対象生徒数が5人から13人に増加いたしました。小学校もその後、順調に相談件数が伸びていきました。年度末になり、小学校の対象児童累計数は62人、中学校の対象生徒累計数は20人となりました。

支援についてです。教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで行う校内ケース会議は4回実施いたしました。対象児童生徒数は4人です。外部の関係機関と学校で行う関係者会議は4回実施いたしました。対象児童生徒数は15人です。関係者会議の参加関係機関は、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センター、障がい者支援課、福祉総務課、子育て支援課、適応指導教室、保育園です。同行は、保護者の希望により、病院、教育センター、学校説明会への同行を実施、20回実施いたしました。

保護者が同行を希望する主な理由としては、母親一人で子どもを連れていくのが不安である、母親が一人で各種書類を書いたり手続きしたりするのが苦手である、同行して一緒に医師等の話を聞き保護者や児童生徒と一緒によい方法を考えたりアドバイスしてほしい、学校以外の第三者として守秘義務をもって対応してくれる方に同行してもらいたい等の理由がありました。

家庭訪問は、不登校児童生徒宅への訪問を実施いたしました。初回は、担任または養護教諭等と同行いたしました。小学校は、家庭訪問で保護者に5回、児童には2回会うことができました。中学校は、保護者に27回、生徒には17回会うことができました。中学生は、保護者の了解のもと、保護者抜きで生徒だけに会うこともでき、本人の希望や気持ちを聞くことができました。その他、学校の担任の先生が、会うことが難しい中学生について訪問・面接し、担任へとつなぐことができました。面接は、小学校は保護者面接が19回、児童は1回実施いたしました。中学校は、保護者面接が27回、生徒は17回実施いたしました。小学校では保護者を通しての

支援が中心ですが、中学校では生徒本人への直接支援がふえています。それにより生徒自身の気持ちを聞くことができました。

相談種類の割合についてですが、小学校では養育困難が21%と最多です。中学校でも養育困難が21%ですが、不登校が28%で最多となっています。小学校での不登校は11%で、中学校では28%と大きく増加していることがわかります。しかし、中学校で突然増加するのではなく、小学校時代から不登校の芽があるのではないかと思われるので、これから未然防止に努めていきたいと考えています。

グラフを見ていただければわかりますように、派遣の依頼は増加しています。本年度は依頼内容について精査をし、教職員等で行う校内ケース会議を充実させ、校内教職員の対応力をつけていくことも活動の中で行っていきたいと考えています。他区市の状況を見ますと、自治体の規模に応じて配置されているようです。1名から、杉並区では9名配置されており、平均では2、3名の配置となっています。形態としては派遣依頼型と巡回型が多く、ごく少数、拠点校配置型も見られます。そして、現状を維持する、また拡充を予定している自治体と半々という、東京社会福祉士会からの調査結果があります。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

新しい試みで始まったスクールソーシャルワーカーも確実に幅広く、私の言葉で言うと「立体的なかかわり」といいますけれど、平面ではなくて立体的なかかわりを本当にやられているなど感想を持ちましたが、いかがでしょうか。

是松教育長。

【是松教育長】 少し補足的に申し上げますと、昨年度一年間、初めてスクールソーシャルワーカーに活動していただきました。ここにありますように、累計は小学校で62件、中学校で20件のケースを担当していただきましたけれども、毎月レポートが私どものほうに上がってまいりました。

その中で、これまで学校対応だけでは見えなかったような家庭の環境について、見えてまいりました。学校において問題行動を起こす子ども、あるいは問題を抱える子どもあるいは、さまざまな困難を抱える子どもも、やはり裏にそれなりの厳しい家庭環境があるというのが、目の前に見えてきました。経済的な困難もありますし、家庭内のDVや家庭内暴力、それから保護者の養育力が極めて乏しくて、それがゆえに子どもがどうしても困難を抱えてしまうというような状況が見えてきました。

一つは、そういう実態が本当に浮き彫りにされて、学校もそれが認識できたということが大きなことと、それから何よりもそれが認識できた段階でこのスクールソーシャルワーカーの活動によって、それが市の福祉部門につながっていく、あるいは子ども家庭センターや児童相談所のような児童対応施設にもつながっていったと。それから、何よりも家庭の養育力の裏には、親の医療の問題、精神的ケアの問題があって、それが医療機関にもしっかりつながっていくようなアドバイスがされていたということがレポートの中から見えてきました。

このスクールソーシャルワーカーの活動が、学校の教員やスクールカウンセラーではとてもできないような領域まで踏み込んだ活動をしていただいたというふうに思っています。1年間という中でこれだけのことをやっていただいたのはすごいなというふうに思いますし、スクールソーシャルワーカーの方には本当にご苦労をおかけしたと思います。できれば複数、今後こういう方がいらして、もっと活動していただければ、もっときめ細かい、子どもと、それからその子どもの家庭のケアができるんだろうなというふうに思っています。状況を見ながら、そこら辺はまた予算について教育委員会としても要望していくようなことが出てくるかと思いますが、その節はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、1年間、スクールソーシャルワーカーの活動については、大変評価したいと思ひます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 私もやはり、もうそろそろ一人では限界に近いというふうになっているかと。これは単なる想像ですけれども、今、教育長が言われたように、複数ということ視野に入れながら国立市も動いていければ、より深いかかわりが出てきて、それがひいては子どもたち、学校、地域、家庭、今ずっとその話題が大きいですけれども、総合的にかかわる人の一助になるのではないかなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題(13) その他報告事項7) 国分寺市と国立市の図書館資料の相互利用に関する協定内容の見直しについて

【山口委員長】 続きまして、その他報告事項の7番です。国分寺市と国立市の図書館資料の相互利用に関する協定内容の見直しについてに移りたいと思います。

尾崎図書館長、お願いします。

【尾崎図書館長】 それでは、7、国分寺市と国立市の図書館資料の相互利用に関する協定内容の見直しにつきましてご説明いたします。

平成13年9月より、国分寺市と行ってきました図書館の相互利用において、このたび国分寺市より、サービス内容の平準化を図るため、サービス範囲の見直しの協議依頼があり、協議の結果、両市が相互に貸し出すことができる資料の数を同じにすることとしましたので、ご報告いたします。

具体的な協議結果の見直しの内容でございますが、資料の中ほどの「協議結果」をごらんください。

国立市民が国分寺市の図書館で借りるときの貸出件数ですが、従来は図書資料6冊、視聴覚資料(CD)2点だったところを見直ししまして、図書資料5冊と視聴覚資料(CD)1点ということで見直しさせていただきました。その変更日が、平成27年6月3日からとなっております。

以上です。

【山口委員長】 ご説明いただきました。

ご質問、ご意見など、いかがでしょうか。

これは他市との相互利用を含めている中で、国分寺市とのところをよりしっかりとした形でやっていこう、という流れの中で出てきたことだと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 ありがとうございます。

議題(14) その他報告事項8) 第20期国立市社会教育委員の会からの答申について

【山口委員長】 その他報告事項の8番、第20期国立市社会教育委員の会からの答申についてに移りたいと思います。

津田生涯学習課長、よろしくお願いいたします。

【津田生涯学習課長】 それでは、第20期国立市社会教育委員の会からの答申について報告いたします。

第20期国立市社会教育委員の会は、平成25年5月28日付、国教生発第35号をもって諮問のあった「家庭教育支援の充実について」に対し、約2年間の討議を重ね、平成27年4月21日に本資料を作成しました。

諮問の理由を改めてお伝えします。

平成18年の教育基本法の改正で、新たに家庭教育について規定が加わりました。これを受け、平成20年に一部改正された社会教育法の第3条第3項は、「国及び地方公共団体は、（中略）家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」としています。

平成24年3月、文部科学省により設置された家庭教育支援の推進に関する検討委員会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化、現代の子どもを育ちをめぐる課題などにより、子どもの育ちが困難になっていると認識した上で、家庭教育支援のあり方と方策について報告しています。

地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、家庭教育を支える環境は大きく変化しています。子育て世代が抱えるさまざまな課題や地域の実情を踏まえ、国立市における家庭教育支援のさらなる充実に向けたあり方と方策について、貴会のご意見をいただきたく諮問した次第です。

次に、答申の概要についてご説明いたします。1ページの目次をごらんください。

本答申は2章立ての構成で、1章では、国立市の家庭教育をめぐる現状ということで家庭教育をめぐる社会動向、国立市の家庭教育支援の現状について、2章では、国立市の家庭教育支援の課題と今後の方向性について記しております。

まず、家庭教育とは、「父母その他の保護者が子どもに対して行う教育」のことを指しますが、家庭教育の意義や、平成18年に改正された教育基本法の改正等の背景を踏まえ、家庭教育支援の領域について検討しました。家庭教育支援と重なる部分も多い言葉として「子育て支援」、「子ども支援」といった言葉があり、本答申では、これらの支援も家庭教育支援の対象としております。

その理由は、例えば地域における「子育て支援」や「子ども支援」の取り組みを受けたり、利用したりすることで、保護者が少しゆとりを持つことができ、家庭教育において大切である各家庭での教育目標、教育方針を考え持つ契機となったり、教育実践を地域に委ねることができるなど、保護者が支えられる場面も少なくないと考えたからです。

また、国立市の家庭教育の課題と今後の方向性を考える視点として、「支援の多様性とつながり」がキーワードとして挙げられています。このキーワードは家庭教育の多様なあり方を尊重し、多様なニーズに応え得る幅広い取り組みをそろえることを意味していますが、それは支援が届いていない層をしっかりと把握し、支援の対象を広げていかなければならないという支援の多様性と、子どもの発達段階に応じた支援を切れ目なく提供することに加え、さまざまな子育て家庭を支える地域の人々のつながりをつくり出すこと、さまざまな支援の取り組みがつながり合うことを指す支援のつながりを今後整えていくことを提案しております。

それでは、これからの国立市における家庭教育支援の方策として挙げている3点を説明いたします。23ページをお開きください。

1点目は、多様なニーズを把握し、必要なところに必要な支援を届けるための情報流通体制の充実についてです。今までは情報発信の仕方に主点が置かれていましたが、そもそもどのようなニーズが、どのような階層や地域あるいは課題に応じて市民の間にあるのか、このことを集めることができる仕組みを整備する必要があります。また、情報の発信についても、提供される情報の質や量といった問題だけでなく、タイミングや家庭の多様性に応じたアクセス特性への対応など工夫することが必要です。

2点目は、24ページ、10行目から記載しております。各家庭が、それぞれの家庭教育のあり方に自信を持つことを応援する学びの機会の充実についてです。家庭教育にかかわって抱えている多様な不安や課題をみずから明確にし、各家庭がそれぞれの教育目標を立てること、その実現に向けて計画を立てること（あるいは教

育方針を立てること)を助けるような学びと、それにじっくりとかわられるような環境を整えることの重要性を挙げています。また、学びの方法が、保護者の主体性を引き出すようなもの、あるいは必要とされる社会的課題に対応したものなども配慮される必要があることも指摘しております。

3点目は、25ページ、下から4行目から記載しております。家庭教育支援のネットワークをつくる体制づくりについてです。家庭教育の支援は、子育て支援や社会教育等との重なりもあり、事業全体を把握し、それをわかりやすい形で関連づけていく体制が構築される必要があります。また、支援の輪を広げるために、個々の事業と情報をつなげる仕組みが必要なことを述べております。

これら3点にかかわる家庭教育支援の取り組みを活性化させ、国立市に暮らす子どもたちの豊かな未来を開いていくことに少しでも役立つことになればということで本答申をいただきました。

以上、報告です。

【山口委員長】 ご報告をいただきました。

ご質問、ご意見をお願いいたします。

城所委員、お願いします。

【城所委員】 たくさんの量の答申をありがとうございました。なかなか難しいテーマを議論されたと思いますが、とても丁寧に議論していただいた感じと、とてもきれいに整理をしていただいたという感じが、読ませていただいて思いました。

先ほどのソーシャルワーカーの活用とも重複するところがあると思いますが、家庭の教育をサポートしていくところに今、時代が差しかかっているのだと思います。

たくさんの情報がある時代なので、子どもを育てていくときに何がいいのだろう、何をチョイスしていけばいいのだろうと、かえって情報があまりすぎて難民化してしまうとか、あとは21世紀型能力と言われていますが、たくさんの資質を子どもたちにつけなくてはいけないというのが、親にとってちょっとした強迫観念になっているのかもしれない。そういうところから自信を失ったり、いろいろなことを子どもにさせなくてはならないと先走る気持ちが生じたりと、親としてはあるのではないかなと感じています。

この答申の一つの資料として載っているものの中に、18ページの図7で「足りないと感じる点」というところに国立市の報告が載っていますが、箱物や安全安心な場所が足りないといった、環境面のことが上がってくることはわかります。就学前の子どもですが、「時間」ということが結構出てきます。家族と過ごすことができる時間、子どもが思い切り遊べる時間といった時間です。大人も子どももとても忙しくなってきて、遊びの時間さえ確保することが困難に感じているというのは、本当に余裕がなく過ごしているというように、私は読み取れました。

それから、21期の答申ということで先ほどお伝えしましたが、18・19・20期を踏まえて、これから計画を立てていただくと思うのですが、時間を与えるということは、難しいことだと思うので、次期答申をしていただく方は、たくさんの仕事になるかと思えます。

感想としては、これだけのことをしていただけたというのは、大変な作業だったのではないかなと思えました。ありがとうございました。

【山口委員長】 ほかに、よろしいですか。

是松教育長、お願いします。

【是松教育長】 前回の答申は学校教育支援ということで比較的「学校」という組織の中で、ある程度、形が定まったものに対する支援をどうやっていくかということでしたので、この切り口はある程度わかりやすいし、その方策についてもある程度、研究され尽くしているところだったのですが、今回あえて家庭教育というところ

ろにメスを入れていただくようお願いをしました。

これは大変難しかったと思います。家庭教育自体が、ある意味プライベートなところもありますし、そのニーズがどこにあるのかっていうのをつかむだけでも大変だと思います。また、そのニーズがあるのか、あってもそれを本当に欲しているのかどうか。つまり、支援は必要と、はたから見ればそうは思いますが、家庭がそれを本当に求めているのか、といったところも含めてやっていかなければいけない内容だったわけです。

そうした中で、18ページ以降に、先ほどの23ページからの方策の前段階として、多様な家庭教育のあり方を支えるんだと。それから、望まれるところに支援を届けるんだと。それから、支援は乳幼児期から青年期まで幅広いし、それを切れ目のない支援としていかなければいけない。それから、その家庭支援を支える地域の人々とのネットワークをつくっていかないとこれは無理だというようなことです。そういうことを踏まえて、23ページからの家庭教育支援の方策をいただきました。本当によく分析して、具体的にこういうことをやったらどうかというようなことを細かいことまでいただいています。

これは教育委員会だけでできる内容ではなく、市長部局も含めてやっていかないと到底できない内容も多くございますけれども、この答申をいただいて、教育委員会、それから市長部局も含め、家庭教育支援を少しでも進めていければというように思っているところでございます。本当にありがたいと思っています。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 では、今後、本当に積極的に生かしていくということで受けとめさせていただきます。

議題(15) その他報告事項9) 市教委名義使用について(9件)

【山口委員長】 では、続きまして、その他報告事項の9、市教委名義使用について(9件)です。

津田生涯学習課長、お願いします。

【津田生涯学習課長】 では、平成26年度3月分の教育委員会の後援名義使用についてです。

お手元の資料のとおり、承認9件でございます。

まず、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ第37回ファミリーコンサート」です。子どもからお年寄りまでの方に身近な演奏会を提供することを目的に、クラシック音楽の演奏会を、平成27年4月26日14時より、一橋大学兼松講堂にて開催します。入場は無料です。

2番目は、日本児童・青少年演劇劇団協同組合主催の、2015年第43回夏休み児童・青少年演劇フェスティバルです。児童に、よりよい舞台芸術を発信・提供することを目的に、34ステージの演劇公演及び13回のワークショップを行います。開催期間は、平成27年7月21日から平成27年8月9日まで。会場並びに入場料については、公演内容により異なります。

3番目は、くにたち桜守主催の、第8回桜コンシェルジェ展です。国立市の桜並木などの情報発信と交流の促進を目的に、平成27年3月25日から4月12日までの期間、国営昭和記念公園花みどり文化センターにて、大学通りの桜の保全活動に参加している小・中、高校生や他地域で同様の活動を行っている団体の紹介、桜の工作教室などのイベントを行います。入場は無料です。

4番目は、公益社団法人立川青年会議所主催の、どすこいキッズ相撲～わくぱくさくら場所～です。スポーツを通じて心豊かな青少年を育成することを目的に、小学2年生から6年生を対象としたトーナメント式のキッズ相撲大会や、現役力士を交えた体験相撲を、平成27年4月5日10時より、谷保第三公園にて行います。参加は無料です。

5 番目は、国立大学法人一橋大学主催の、平成27年度一橋大学春季公開講座です。今回は、平成27年6月6日14時より、一橋大学国立西キャンパスにて「文化資源としての一橋大学 新しいキャンパス案内」をテーマに、シンポジウムを行います。参加は無料です。

6 番目は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学主催の、平成27年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学公開講座です。地域住民の交流、青少年の競技力向上、健康増進へ貢献することを目的とし、ダンス・陸上・カヌー・新体操など、スポーツを中心とした23の公開講座を行います。会場並びに参加については、講座により異なります。

7 番目は、ボランティアチーム・如水コンサート企画主催の、第27回くにたち兼松講堂音楽の森コンサート「小林沙羅・福間洸太郎と仲間たち」です。今回は、平成27年6月21日15時より、一橋大学兼松講堂にて、ベートーヴェン、ピアノ協奏曲第4番 作品58などが演奏されます。入場料は、S席4,500円、A席3,500円、学生券1,500円となっております。

8 番目は、国立まと火実行委員会主催の、第1回国立まと火です。青少年への環境保全教育と、市民が多摩川を身近なものとするを目的に、北秋田市合川地区で古くから行われていたお盆に迎え火をたく「まと火」を、多摩川の河岸約200メートルにわたり点灯する納涼祭として、平成27年7月19日18時より開催します。参加は無料です。

9 番目は、公益財団法人たましん地域文化財団主催の、所蔵品展「お気に入りをおさがして」です。国立市内の小中学生が、所蔵品(たましんコレクション)について知り、親しむことを目的に、子どもから大人まで楽しむことができる展覧会とギャラリートークを行います。開催期間は、平成27年6月30日から平成27年8月30日まで。会場は、たましん歴史・美術館です。入場料は、高校生以上は100円となっております。

以上、9件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当か判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認をいたしました。

以上です。

【山口委員長】 ご報告をいただきました。

ご質問、ご意見など、ございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(16) その他報告事項(10) 要望書について(1件)

【山口委員長】 それでは、次に、その他報告事項の10番、要望書について(1件)に移ります。

川島教育総務課長、お願いいたします。

【川島教育総務課長】 要望は1件です。国立市の教科書採択を考える会より、中学校教科書採択に関する要望をいただいております。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

要望に関しましては、先ほどの中学校図書採択に関し、この要望書を踏まえて、皆様方からご意見等をいただいたと思いますが、それに加えて今改めて何かご意見はございますか。

是松教育長、お願いします。

【是松教育長】 先ほどの要望の5番でちょっとお話をさせていただいて、議論がありましたが、6の特別支援学級の教科書採択について、これもこの要望内容をいつも要望者の方からいただいているところですが、改めて教育指導支援課のほうで何か、いわゆる教科書目録に登載されている教科書と附則第9条があるわけ

ですけれども、そうした中でどういう採択を行っていくべきかということで何かご意見があれば、いただいております。おいたほうがよいと思います。

【山口委員長】 市川指導担当課長、お願いいたします。

【市川指導担当課長】 ご要望についてですけれども、1行目に「子どもたちの実態に即した教科書の採択」ということが書かれています。最後に「一人一人の子どもにふさわしい教科書の採択が行われるよう」ということで、本当に私もそのとおりだなと思っているところです。

特別支援学級の教科書採択について、補足をさせていただければと思います。

学校教育法附則第9条により、「教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でないときには、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができる」とされています。

大きく分けて3種類ございまして、一種類は、他学年の検定済教科書です。

2点目は、文部科学省が作成した教科用指導書ということで、これはいわゆる「本」というように、星がついていますので、このように読んでいます。

3点目は、附則第9条図書ということで、いわゆる「一般図書」というようにいいますが、これらを総合的に勘案し、調査研究委員会のほうで協議をして採択をすると、そのような流れになっているところです。

ここの真ん中に書いてある部分で、今に関連して「特別支援学級の授業で採択された検定教科書が使われているのを見たことがない」ということについては、これはきちんと使われているというように認識をしているところです。私も昨年度、国立第三小学校の副校長として毎日授業観察をいたしました。適切に使われていることをきちんと確認している次第です。また、他校においても確認をさせていただいているところです。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

是松教育長、お願いします。

【是松教育長】 今、現場からの状況もお話しをいただいたところです。基本的に検定済教科書にしる、仮に附則第9条にしても個々の子どもたち、やはり障がいを抱える子どもたちですから、その方が授業の科目・課程ごとにその教科書だけではなく、その教科書をもっと深めていく、内容を理解させるための副教材や、いろいろな手づくり教材の工夫をして、実際に子どもたちを指導しているという姿を、我々も学校訪問をして何度も見ております。

ですから、基本的には教科書だけに頼るのではなくて、教科書の内容をさらに理解させるためのさまざまな工夫を凝らしながら、特別支援学級においてはやっていかざるを得ない現状があるということだと思いますので、それに沿った上で教科書を調査していただいて、そこから上がってきた教科書について、私どもとしてはある程度その現場の意見として採択していくということをこれまでもやってきておりますので、そういうことになろうかというように思っております。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、秘密会以外の審議案件は、これで全て終了いたしました。

時間が延びてしまい、申しわけございません。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

宮崎教育次長、お願いします。

【宮崎教育次長】 次回ですが、5月26日火曜日、午後2時から、こちらの教育委員室を予定しております。

【山口委員長】 今回は、5月26日火曜日、午後2時から、ここの場所でということでございます。

ここで教育長より発言を求められておりますので、これを認めたいと思います。

是松教育長、お願いします。

【是松教育長】 ただいま、次回の定例教育委員会が5月26日ということで決定いたしました。5月23日までが私の教育委員としての任期でございますので、本定例教育委員会が教育委員並びに指名された教育長としての最後の定例会となります。

したがって、一言だけご挨拶を申し上げさせていただきます。

各教育委員におかれましては、さまざまな国立の教育施策あるいは教育課題に本当にご熱心に、また慎重かつ適切にご審議をいただきましたこと、それから何よりも私の教育委員会事務局の運営並びに行政執行につきまして深いご理解と多大なご協力、それから必要に応じてさまざまなご助言やご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、この4年間、本当に私としては国立の教育の向上に資する行政運営ができたというふうに思っております。

5月24日からは新教育委員会制度となるわけでございますけれども、新教育長のもとで、教育委員会制度自体は首長から独立した行政執行機関であるという、その機能・権限は失われておりません。ぜひ教育の中立性、安定性、継続性を確保しつつ、これまで以上に国立の教育の向上に向け、教育委員会としてご尽力をしていただければということをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

【山口委員長】 ありがとうございました。ご苦労さまでした。

さまざまなご苦労の中で、教育長は、よい国立の教育の成果にこの4年間で作っていただきました。私は、教育委員長として1年しかたっていない、なってみて初めていろいろなものの苦労がわかりました。これからもどうぞ末永くよろしくお願いいたします。

【是松教育長】 それは私もわかりません、まだ決まっておりませんので。

【山口委員長】 では、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、これにて秘密会前の委員会の会議は全て終わりました。

傍聴の方、本当にありがとうございました。長時間にわたりご一緒していただいて感謝してございます。お疲れ様でした。

午後4時58分閉会